



Title	演習林経営に関する経済学的研究：Ⅱ．道北地方における森林経営と林業労働者の状態
Author(s)	小鹿, 勝利; KOSHIKA, Katsutoshi
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 33(2), 249-313
Issue Date	1976-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20965
Type	departmental bulletin paper
File Information	33(2)_P249-313.pdf



演習林経営に関する経済学的研究

II. 道北地方における森林経営と林業労働者の状態

小 鹿 勝 利*

Economical Studies on the Management of Experiment Forest

II. Forest Management and Situation of Forest Labor in the Northern Hokkaido

By

Katsutoshi KOSHIKA*

目 次

I. 課題と方法	250
II. 調査地域の概況	251
1. 音威子府村の概況	251
2. 中川町の概況	255
3. 小 括	259
III. 地域産業と就業構造の変遷	261
1. 就業構造と住民の構成	261
2. 地域産業の動向	268
1) 地域産業の現状	268
2) 農業生産の展開と農民層分解	271
i) 戦後の地域農業の展開過程	271
ii) 農民諸階層の動向	274
3. 地域労働市場の現状	277
IV. 林業生産の実態と林業労働者の状態	279
1. 林業生産の実態	280
1) 国有林～名寄営林署	280
2) 道有林～美深林務署 (音威子府支署)	286
3) 大学演習林～北大中川地方演習林	292
4) 林業関連企業	295
2. 林業労働者の状態	297
1) 国有林労働者	297
i) 国有林における雇用形態	297
ii) 国有林における労働組織と労働者の状態	299

1976年1月30日受理

* 北海道大学農学部中川地方演習林

NAKAGAWA Experiment Forest, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

2) 北大演習林労働者	302
i) 北大演習林における雇用形態	302
ii) 北大演習林における労働組織と労働者の状態	303
3) 民間業者の労働者	305
i) D 協同組合における労働者の状態	305
ii) H 工業における労働者の状態	308
iii) I 組における労働者の状態	308
4) 地域林業労働者の現状	309
V. ま と め	311

I. 課題と方法

我々はさきに、社会的諸情勢の急激な変化のなかで、内部的にも外部的にも様々な諸問題を抱えている北海道大学演習林に関して、その現状をいかに把握し、演習林経営上の諸問題をどのように理解するか、さらにはその解決の方向を考えるため、演習林経営に関する社会科学的な調査、研究を計画し、開始した。その第一報として「演習林経営に関する経済学的研究～I. 問寒別地域に関する経済実態調査」¹⁾を公表し、北大天塩地方演習林の所在する天塩郡幌延町問寒別地域の実態調査を行い、地域社会の動向、演習林経営が地域社会、地域経済のなかでいかなる役割・機能を有しているか分析を試みた。

今回の調査、研究は上記研究計画の一環で、調査対象地は北大中川地方演習林の所在する中川郡音威子府村、中川町の二町村である。前回の調査では地域産業の主体である農業経営が酪農専業経営に完全に転換し、林野所有も北大演習林のみという条件の一町村のいわば閉鎖的地域の経済変動や地域社会における林業の役割などについて分析した。しかし、今回の調査対象地である音威子府村、中川町は前回とは大きな条件の相違がみられ、その結果、分析の視角も自ら異なったものとなった。すなわち音威子府村、中川町は北海道の林野所有形態で典型的な国家の大林野所有が優先し、それが地域面積の大部分を占め、国有林、道有林、大学演習林の三者がそれぞれ林業経営を行っている。さらに農業経営では畑作経営から酪農専業経営への過渡的段階、あるいは混合経営という状況にあり、地域産業のなかで林業の経済的地位も相対的に大きな地域である。

この研究においては、地域経済の変貌過程を整理し、地域の経済構造を分析するとともに音威子府村、中川町両町村における林業経営体の実態およびそこにおける林業労働者の実態を主体にして分析して、地域における林業経営の役割、意義を考え、あわせて演習林経営の地域社会における役割、あり方を明らかにしようと考えた。

具体的には下記の聴取調査を行い、それにもとずき分析を行った。

1. 地域の概況調査

音威子府村役場、中川町役場、常盤農業協同組合、中川農業協同組合、佐久農業協同組合、音威子府村教育委員会、音威子府高等学校

2. 林業事業体の調査

名寄営林署，同富和担当区，同富和製品事業所，美深林務署音威子府支署，北大中川地方演習林，音威子府林産企業協同組合，三箇産業株式会社，尾形木材株式会社，天塩川工業株式会社

3. 林業労働者の調査

名寄営林署，音威子府林産企業協同組合，北大中川地方演習林

なお，これら一連の調査の一部は当初北大林学科の学生実習～林政学実習（山村調査実習）として昭和48年9月に行い，この調査に参加した浅井定美君（現北海道庁），渡部渉君（現空知支庁）の両名はこの資料をもとに昭和48年度卒業論文「地域経済と林業経営に関する研究～音威子府村，中川町を事例として～」を報告している。

この調査の実施に際し，諸機関，多くの人々から様々な御援助，御協力をいただいた。この誌上をかりて謝意を表します。

注 1) 石井 寛，小鹿勝利，田畑 保「演習林経営に関する経済学的研究．I． 問寒別地域に関する経済実態調査」北大農学部演習林研究報告，第30巻，第2号，昭和48年．

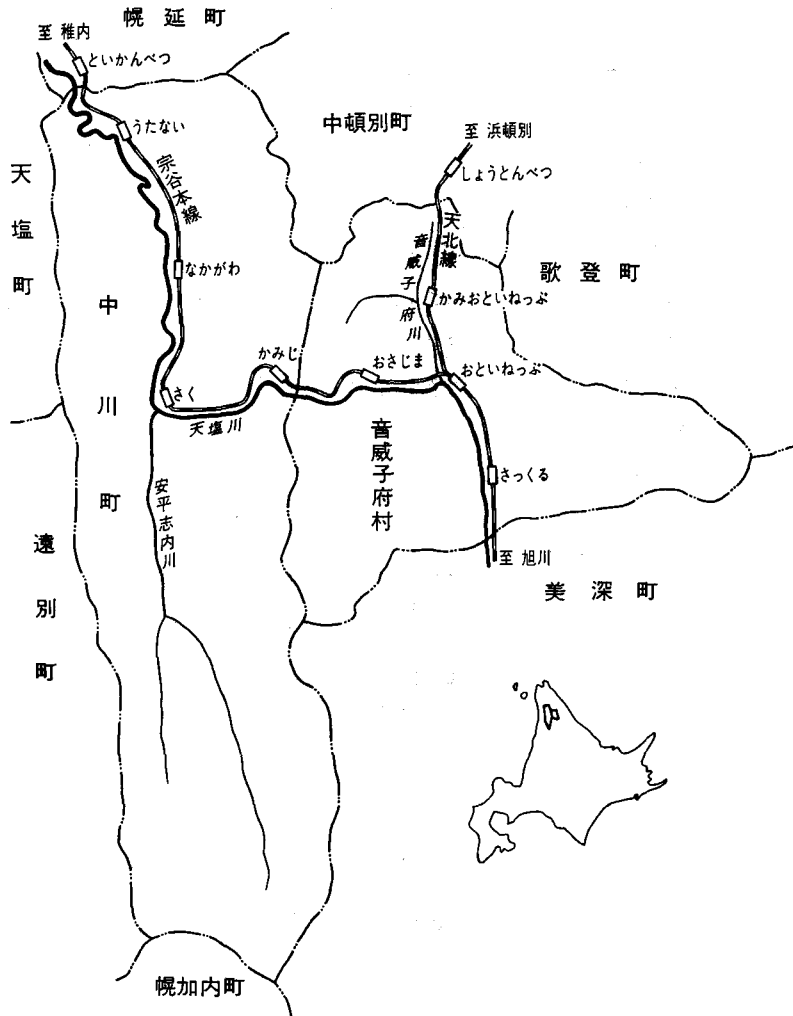
II. 調査地域の概況

北大中川地方演習林は中川郡音威子府村，中川町の二町村にわたり所在している。この両町村は天塩川中流に位置し，上川支庁管内の北端部にあたる（第1図）。両町村は歴史的にも自然的諸条件でも相似している点が多いが，以下の叙述では便宜的に音威子府村と中川町別々に述べる。

1. 音威子府村の概況

音威子府村は第1図でみるように，宗谷支庁歌登町，中頓別町，上川支庁美深町，中川町と接し，また村の周囲は山で囲まれ，その中央部を天塩川が流れ，村の中心部で天塩川支流音威子府川が合流し，それらの流域の狭い平野部にひらけた村である。音威子府村はこうした地理的条件のため気温の最高，最低の年隔差が約70°Cにも達し，冬期間の積雪量も2m余になる厳しい気象条件の所である。また音威子府村は国鉄宗谷本線と天北線の分岐点にあたり，上川から宗谷へ，道北の内陸部から日本海，オホーツク海へ抜ける交通の要所となっている。音威子府村はこうした自然的，地理的条件のもとで，農業，林業を主産業としてきたが，農業については従来から畑作が中心で，とくに澱粉原料の馬鈴薯の作付が多かった。しかし，昭和30年代以降になると畑作の零落が進み，周辺の地域では南部の美深町あたりまで水稻耕作が拡大し，一方北部の天北地方では酪農への転換が比較的早く行われるなかで，その中間地帯にあたり，経営の転換がスローテンポで進行した結果，現在は畑作と酪農が混在した農業経営が展開している地域である。

音威子府村の概況を知るため土地利用状況と産業別世帯数，従業者数をみると第1表，



第1図 音威子府村，中川町の概況図

第2表の通りである。土地利用で特徴的なことは山林，原野の比重が高く総体の94%を占め，田，畑はわずかに6%にみえないことである。これら山林は道有林，北大演習林の二者でほとんどが占められ，音威子府村の基本的な性格の一面を現わしている。

音威子府村の世帯数，人口は昭和45年国勢調査では763世帯，2,839人となっているが，第2表でわかるように産業別世帯数では農業以上に運輸・通信業が多く，山村地帯の産業別世帯構成としてはやや特殊な面がみられる。これは音威子府村がさきにも述べたように国鉄宗谷本線と天

第1表 音威子府村の土地利用状況 (ha)

田	59
畑	1,309
宅地	50
山林	23,348
原野	1,986
その他	929
計	27,681

注) 音威子府村勢要覧 (1973年版)

第2表 産業別世帯数, 就業者数
(音威子府村)

	世帯数 (戸)	就業者数 (人)
農 業	150	426
林 業	52	77
鉱 業	17	22
建 設 業	27	226
製 造 業	36	76
卸・小売業	39	118
金融・保険業	4	6
運輸・通信業	205	287
電気・水道業	5	5
サービス業	125	230
公 務	25	40
そ の 他	23	—
計	708	1,513

注) 昭和45年国勢調査

組合の合理化澱粉工場と個人経営の食品製造である。林業はさききのべたように音威子府村の90%近くは山林で道有林と北大演習林の大規模な林野所有体で林業経営がなされ、地域の産業のなかで大きな比重を占めており、年間40,000 m³前後の木材生産がなされているが、村内消費は1/4以下で多くは他町村に移出されている。建設業は昭和30年代後半以降、この地域における道路、橋梁、河川改修等を主体とした公共投資の増大に伴って拡大してきたもので、従業者数を昭和35年と45年の国勢調査でみると90人から226人へと2.5倍に増加してきている。

音威子府村は道有林、大学演習林の山林にほぼ四囲をかこまれ、中央部を流れる天塩川沿いの平野部に集落が点在しているが、その主なものは南より咲来、音威子府、上音威子府、筏島があり、これらにはそれぞれ国鉄の駅があり、この周辺にさらに小さな集落が散在している状態である。のちに詳しく述べるが、ここ数年音威子府村の人口の変動は大きく、部落の消滅した所もあり、音威子府市街部への人口の集中が進んできており、周辺の農村部の人口減少が大きく、上川管内でも有数の人口減少地域である。

以上のように音威子府村の現状は自然的な条件などからみるならば北海道内の典型的な山村と云える状況であるが、その産業構成、人口構成においては国鉄関係を中心とした、恒常的職員勤務者が歴史的にも多く、道北地方の農山村地帯のなかで特殊な側面をもっている地帯ということが出来るだろう。

つぎに音威子府村の沿革について簡単にふれてみよう。

北線の分岐点にあたり、国鉄の機関区、保線区などの基地となっているためであり、これらの関係者の世帯人員数は非農林業世帯人員数の42%を占めている。すなわち音威子府村の産業は運輸・通信業を中心にして、農業、林業、建設業、サービス業などから構成されている。音威子府村の農業は第1表の通り、耕地は6%にみたく畑作(馬鈴薯とビート)と酪農が中心で、水稻は休耕政策実施後、ほぼ完全に消滅し、この地域の農業生産は他地域に遅れつつも酪農経営が漸次主体になってきているのが現状である。

このほかの産業についてみると、製造業は木材工業と食品製造業で、製材工場は村内に二つあり、原木消費量年間6,000~10,000 m³の零細なものである。食品製造業は農業協同

音威子府村の開拓の歴史は明治33年天塩・中川両郡の官有農地11,100町歩が御料地に編入され、同36年農地区画、貸付が行われることによって始まる。これ以前には天塩川沿にアイヌがわずかに住んでいたにすぎず、南は名寄周辺まで鉄道の建設が進み、北は稚内、天塩地方において漁民や開拓者の定住がすすんでおり、その中間地帯にあって比較的開拓の遅い地域であった。

御料農地の貸付は1戸5町歩で天塩川およびその支流域一帯の平坦地が対象で、明治末年の音威子府管内の貸付は第3表でみるように173戸、281町歩となっている。その後も御料農地への入植は増加し、さらに北大演習林においても大正2年度から林内植民地の入植が開始され¹⁾、大正10年には49戸199町歩の貸付がなされ大正末年の音威子府村の戸数は636戸、うち農家325戸となっている²⁾。その後、御料農地については大正7年「不要存御料地処分令」が出され、この地域一帯は大正11年と同13年にかけて払下処分がなされた(御料農地については中川町の項で詳述する)。また御料農地の入植開始と前後して明治35年約20,000町歩の森林が札幌農学校に移管され、さらに大正9年には北海道地方費公有林が創設され現在のこの地域の林野所有形態が形成された。

第3表 御料農地入植状況(明治44年度)

箇 所	戸 数 (戸)	面 積 (坪)
モノマナイ(物満内)	24	105,861.9
ヤムワッカナイ(止若内)	14	69,162.4
バラウッカ(茨内)	33	171,521.1
オトイネップ(音威子府)	46	238,902.0
パンケサックル(咲来)	56	258,111.2
計	173	843,558.6

注) 天塩演習林仮施業案説明書(明治44年2月)p.38~39より作成、()内は現在の地名

音威子府村の開拓はこれまでみてきたように明治30年代から大正期にかけて、御料農地の入植、拡大を軸に展開し、加えて大学演習林、道有林という大林野所有がこの時期に形成された。また明治45年音威子府まで鉄道が建設され、大正3年には北見線(現天北線)、さらに大正11年宗谷線の開通をみて、従来の天塩川の舟運、あるいは刈分道路から交通条件は整備され、道北地方の交通の要所としての機能を有するに至った。こうしたなかで大正4年中川村(現中川町)より分村して常盤村となり、咲来に戸長役場がおかれ、大正14年現在の音威子府市街に移転し、行政面での基盤が確立された。(なお常盤村から音威子府村に改称したのは昭和38年である。)

明治期から大正期にかけての開拓開始時期の地域の産業の中心は林業と農業で、林業では道有林移管以前の国有林を中心に伐採が行われ、鉄道開通以前は天塩川の流送で天塩港へ、鉄

道開通後は名寄、旭川方面に送られ、大正期以降は北大演習林において官行斫伐が開始され、盛況をみるようになり、この地域の木材伐採量は年々20,000～30,000石行われ、昭和3年では角材5,500石、丸太28,000石生産されている。農業については、自給生産が主体であり、大正期以降になり商品作物として穀類、ばれいしょの耕作が行われるようになり、特に澱粉製造が広く行われるようになり³⁾、この時期以降、音威子府村の農業生産の形態は畑作～穀類、ばれいしょ＝澱粉製造が普遍的となり、これが昭和30年代まで継続するのである。

音威子府村の開拓は上記のような形で展開し、大正末年ですでに戸数636戸、うち農家325戸といわれ、これは昭和20年代の戸数にほぼ等しく、大正期から昭和期にかけて地域の開拓は一定段階に達したといえる。すなわち御料地の貸付、解放と大学演習林、道有林の二つの大きな林野所有体の創設、さらには鉄道の基地という音威子府村の現段階の基本的構造を形成するものが出来あがるのである。音威子府村はこうした枠組内で展開するが、主要な産業である農業は厳しい自然条件や経済条件によって大きく左右されながら昭和30年代まで継続してきた。

音威子府村の展開過程で大きな変化が見られるのは昭和30年代後半であり、ここでは戦後、多くの農山村地帯でみられた緊急開拓も入ることなく、従来の枠内で推移してきた。林業生産は従来と同一水準での推移であったが、農業生産は転機を迎えた。すなわち従来の畑作経営～多様な穀類とばれいしょ＝澱粉製造、とくに澱粉製造は昭和20年代半ばには村内で43工場に達し盛況を呈したが、価格統制の撤廃、価格の下落、冷害などが重なり、30年前後を境にして酪農生産への転換が行われてきた。しかしそれも、自然的諸条件、営農基盤の弱体さから、かならずしも十分な成果はみられず、40年代になってようやく本格化してくるものである。またこの時期は日本経済の「高度成長」の開始であり、零細な基盤しか持ち得なかった畑作農民の多くは離農・離村し、音威子府村の人口は急速に減少し、「過疎」の村になった。それと同時にこの地域の最も大きな雇用体である国鉄においても「近代化」、「合理化」の名のもとで人員の縮少が行われた。こうした地域の負の変動のなかで、40年代になると、公共投資の増大などで新たな産業構造が形成されてきた。

音威子府村は早い時期にその基本的な諸要因が形成され、その枠内での展開をとげてきた地域であった。だが、このような山村も、日本資本主義の枠外にいることはなく、その激しい流れに、いとも簡単にのみこまれ、いわゆる「高度経済成長」過程のなかで、全ての側面で変貌を余儀なくされた。

2. 中川町の概況

中川町は第1図にみるように音威子府村に隣接し、上川管内最北端に位置した町である。中川町の周囲は留萌支庁天塩町、幌延町、遠別町、宗谷支庁中頓別町、上川支庁音威子府村、美深町、さらには空知支庁幌加内町に接すなど南北に長く、町の周囲は音威子府村同様、山脈にかこまれ、中央部を天塩川が流れ、さらにその支流安平志内川が合流しており、これらの

第4表 中川町の土地利用状況
(ha)

田	29
畑	2,959
宅地	55
山林	50,628
その他	6,160
計	59,831

注) 中川町勢要覧(1972年版)

河川流域に拓けた町で、町内の集落数は22を数える。中川町は音威子府村にくらべて、比較的自然的条件に恵まれ、可耕地面積も大きく、それ故、昭和30年代まではほぼ音威子府村同様の農業生産の展開をみてきたが、その後は急速に酪農生産が拡大し、北部に広がる西天北地方の酪農地帯につづく地域となっている。

中川町の土地利用状況と産業別世帯数、就業者数をみると第4表、第5表の通りである。土地利用状況では中川町も音威子府村同様山林、原野の比率が大きく95%に達している。これら山林は国有林(名寄営林署)、北大演習林の二者でほとんどを占められている。中川町の世帯数、人口は45年国勢調査では1,215世帯、4,736人であり、人口は最高時昭和30年の7,237人に比較すると大幅な減少となっている。産業別世帯数では第5表でみるように農業が首位を占めており、農林漁業の第一次産業就業者は世帯数で40%、就業者数では48%を占めており、さきにみた音威子府村の各々28%、35%と大きな相違をみせており、両町村の性格のちがいが読みとれる。このように中川町の産業は農業、林業を中心にして、建設業、運輸・通信業、サービス業、製造業などで構成されている。

農業は後に詳しく検討するが、音威子府村同様に従来は畑作単作地帯であった。この町は南北に長く、北部の泥炭地から天塩川流域の肥沃な土地さらには安平志内川流域の山間部と多様な土地条件にあり、耕作されるものも、麦類、豆類、馬鈴薯、さらにはビート、ハッカなど多様なものがみられた。だが、畑作零落のもとで北部から酪農への転換が進み、国費、道費を導入した基盤整備が大規模に進み現在では中川町の農業生産の中心は酪農に変化してきている。しかし町内部の地域別にみるとまだその進展具合には相違があり、佐久以南においては現在もお畑作専業農家もあり多様な経営形態が存在している。また、稲作も一時は70数haに及んだが、現在はほぼ完全に消滅した。

農業以外の産業についてみると、まず林業は国有林と北大演習林の二者によって担われて

第5表 産業別世帯数、就業者数(中川町)

	世帯数 (戸)	就業者数 (人)
農業	337	921
林業	133	154
漁業	20	43
建設業	112	259
製造業	89	192
卸・小売業	70	190
金融・保険業	5	12
運輸・通信業	112	161
ガス・水道業	5	6
サービス業	194	388
公務	43	70
その他	35	—
計	1,155	2,396

注) 昭和45年国勢調査

いる。国有林は名寄営林署の管轄で約 39,000 ha あり、名寄営林署管内の主な事業に大半がこの地域で行われている。北大演習林は約 12,000 ha の林野を所有し、両者あわせて中川町総面積の 86% を占めており、さらに年間の木材伐採量は 10~12 万 m³ になっている。

製造業は木材工業が中心で現在三工場あり、製材、チップの生産を行い、46 年度では製材 16,000 m³、チップ 24,000 m³ の生産を行っている。このほかの製造業はコンクリート製品製造と食料品製造が小規模に行われているにすぎない。なお中川町も一時澱粉製造が盛んであったが、39 年農協経営の合理化工場に集約されたが、原料用馬鈴薯の作付が減少し、46 年で操業が停止された。

上記以外の産業は建設業と砂利採取の鉱業などで、これらはいずれも 40 年代に入って、公共投資の増大に伴い進展した事業である。しかしこれらの業者の規模は全体的に小さく、大規模な事業は外部の業者が受注し、地元業者はその下請、あるいは小規模な工事のみの受注という形態が一般的である。建設業の従業者数は昭和 35 年 208 人→昭和 40 年 959 人→昭和 45 年 259 人(国勢調査)と変動が大きい。地元における就労機会の少ない中川町においては、比較的比重の大きな産業である。砂利採取は天塩川で行われており、最盛時には年間 30 万 m³ 以上の採取がなされ、そのうち 70% 近くは稚内、浜頓別方面に輸送されていた⁴⁾。この砂利採取も最近では埋蔵量、河川保護などから規制が行われるようになり、今後は縮小されていくものとみられている。

中川町の集落数は 22 と非常に多く、分散しているが、その中で南部の佐久と町政の中心地中川が比較的大きい。佐久は古くから木材の集散地としてひらけ、現在は国有林の出先機関が集中している。中川町も他町村と同様に、最近の人口の変動は大きく、離農者の地元への残存率は 28% にすぎず⁵⁾ 部落の消滅したものも二つあり、人口の絶対数の減少のなかで、市街地への集中が進んできており、ここ数年間小学校、中学校の統廃合が行われている。

以上のように中川町は農業を主産業として、加えて国有林、大学演習林の大規模な林野所有体による林業生産、あるいは建設業等によって地域産業は構成され、いわば形態的には典型的な農山村の様相を呈している。

つぎに中川町の沿革について簡単にふれてみよう。

中川町の歴史は音威子府村の項で述べたように音威子府村が分村するまで軌を一にする。すなわち明治 33 年官有地の御料地への編入、同 36 年農地区画、貸付によって開拓が開始され、同 41 年には御料農地全域の貸付が完了する。これ以前においては天塩川沿にアイヌの人々がわずかに点在するにすぎず、この外は木材の伐採が一部分行われてきたが、御料地の入植によってはじめてこの地域の開拓が開始されたのである。御料農地の中川町管内の貸付の状況を見ると明治末年で第 6 表の通り 570 戸、950 町歩となっている。また当時の記録⁶⁾ で御料農地の入植者の状況を見ると、入植者は一戸 5 町歩を標準とするが、能力あれば二戸分の貸付がなされた。開墾年限は 5 カ年で 6 年目より小作料が徴収された。小作料は明治 39 年まで

第6表 御料農地入植状況(明治44年度)

箇所	戸数 (戸)	面積 (坪)
ボンピラ(菅)	57	255,681
アベシナイ(佐久)	123	645,852
ピラウトル(歌内)	5	26,262
セオ(菅)	56	289,892
チラシナイ(富和)	21	106,130
トオトムオマナイ(大富)	134	647,140
ウトナイ(歌内)	15	78,802
ニオ(豊里)	44	219,861
パンケナイ(中川)	18	87,692
上コク子upp(国府)	46	233,312
サッコタン(佐久)	37	179,901
クン子シリ(歌内)	10	52,062
ホロモイ(神路)	4	21,382
計	570	2,843,969

注) 天塩演習林仮施業案説明書(明治44年2月) p. 38~39より作成, ()内は現在の地名

は一率一反歩40銭であったが、翌40年以降は等級が分けられ、最高で一反歩80銭となっている。入植者の農地内の立木の利用については強い規制が行われ、針葉樹及びくるみの利用はみとめられず、これ以外の広葉樹の自家用の利用のみが認められた。また帝室林野局では明治41年中川御料地内にボンピラ(現中川町菅)外二箇所(音威子府村咲来, 天塩町雄信内)に模範農場を設置し、「入植者の農業経営の知識の向上と、地域に適した農作物を耕作させる目的」⁷⁾で、「耕作施行方案」⁸⁾によって農業経営を行わせたが、これらはいずれも大正8年で廃止された。その後、御料農地は大正中期より各地で小作争議が起こり、その結果大正7年「不要存御料地処分令」が出され、それに伴い、中川御料地は大正11年、13年に払下処分された⁹⁾。

また中川町の開拓が開始されるのと前後して天塩川右岸一帯は北大演習林となり、左岸一帯はすでに明治初年の土地官民有区分により国有林となっており、現在の林野所有形態が形成されていた。これらの山林からは明治30年代より木材伐採が行われ、天塩川の流送で天塩港に出されていた。

開拓開始時より大正初期にかけての農業生産は自給作物の耕作が主体であったが、漸次、なたね、ハッカという商品作物が普及してきた。これは当時交通手段は天塩川の舟運しかなく、輸送に便利なものを作付したためである。その後北見線が音威子府より中頓別方面に開通すると、ペンケ山越えの山道が開かれ小頓別方面に運搬された。大正11年中川まで鉄道が開通した結果、この地域の交通条件が非常に良くなり、入植者は増大し開拓は新たな段階を迎えた。

第一次世界大戦時の好景気はこの地方にも大きな影響をもたらし、豆景気、ハッカ景気などと呼び、農作物も豆類、ハッカ、馬鈴薯の作付が普及し、さらにあま、ビート、水稲等と多様な作付がなされるようになった。しかし、この地域の農業は厳しい自然条件による冷害、水害、あるいは農産物市場の変動のなかで大きくゆれうごきながら推移した。

昭和期になると昭和2年「第二期北海道拓殖計画」による国有未開地への入植が行われ、2年～8年の間にアベシナイ、大和、誉平などに138戸の移住が行われ、地域の人口は増加し、開拓は一段と進展する。また昭和初期には佐久に木工場が設立されるなど、この地域は農業と林業の二つの産業を中心に展開し、農業生産の形態はこれ以降昭和30年代まで継続される。

第二次世界大戦後、この地域では緊急開拓によりさらに入植者が増加した。これは昭和21年～36年の間に112戸の入植をみた。しかし中川町の農地は御料農地として平坦部で肥沃な土地はほとんど開拓が進んでおり、昭和初期の入植も、この戦後開拓も、高台あるいは泥炭地への入植とその条件は恵まれないものであった。その結果、戦後入植者112戸のうち昭和43年までに58戸が離農し、48年には36戸の農家が残ったにすぎない¹⁰⁾。

ともあれ中川町の開拓は御料農地の入植から始まり、人口も漸次増加し、昭和30年代初めには人口も7,337人に達したが、昭和30年代後半に入り、音威子府村同様、新たな転機をむかえた。穀類、豆類、馬鈴薯、ビート等を主体とした畑作が零落するとともに、酪農経営に転換が進められたが、地域的に進展度合には相違がみられ、さらには多くの離農、離村者を析出しつつ進行した。40年代以降になると国費、道費を導入した大規模な基盤整備が進められ、そのテンポは早まってきている。いづれにしても、この時期は日本経済の「高度成長」が急速になされた時期であり、多くの農山村でみられた現象がここでも強く現われて、70数年の町の歴史の新しい局面をつくり出したのである。

3. 小 括

前二節で音威子府村、中川町の概況、沿革について述べたが、ここで再度両町村の特徴的な諸点を整理してみよう。

- i) 両町村とも歴史的には開墾を目的とした御料地の編入¹¹⁾によって開拓の端緒が開かれ、明治36年の入植より開拓が進行した。
- ii) この地域は明治初年の土地官民有区分により全て国有地に編入されたが、開拓が開始される前後より大学演習林、道有林などに分割され、国家的大林野所有が形成され、その土地所有形態が現在まで継続してきており、両町村の現在の性格を大きく規定している。
- iii) 上記の諸点より、両町村の産業は農業と林業を中心に推移し、その形態もほぼ同じものであった。農業生産においては畑作地帯として(一時期両町村とも稲作が入ってくるがそれも主導的なものとはなり得なかった。)展開し、豆景気、ハッカ景気、澱粉景気という市況にもまみれながら展開してきた。またそれと同時に両町村とも冷害、あるいは天塩川の氾濫など厳しい

自然条件のなかではかならずしも安定した状態ではなかった。

一方林業生産は明治末期より活発に行われてきたが、音威子府村においては道有林，大学演習林，中川町では国有林，大学演習林といういづれも大規模な林野所有が林野のほとんどを占め，そこにおける林業経営，木材生産がこの地域の林業であり，これらに付随する形で中小の木材業が営なまれ，また地域の農民の副業の場でもあった。

iv) 両町村とも歴史的にも，自然的諸条件においても基本的には同一の形態で推移してきたが，音威子府村では大正初期より国鉄の分岐点として，交通路の要所となり，地域の就業構造に特異な性格をもってきた。また開拓の進展においては大正期においてほぼ一定段階まで達したのに対し，中川町においてはより農村的性格を強く持ち，開拓も戦後段階まで継続してきた。

v) 昭和30年代半ば以降の日本経済の「高度成長」過程でこの地域の畑作経営を主体とした農業生産は急激に没落し，非常に多くの離農離村者を析出し，両町村とも人口の減少が急速に進み，ともに上川管内で最も人口減少率の高い地域となった。またこの時期より農業生産は従来の畑作経営から酪農経営への転換が進行した。両町村とも現在の農業経営の主体は酪農経営に変化したものの，なお畑作経営が両町村の南部地域で残存するなど，いまだ過渡的な様相を呈している。

vi) また地域の産業の中心である農業生産の変貌のなかで，地域の産業構造，就業構造も変化してきており，全般的に賃労働者化が進み，賃労働者層の人口構成に占める比率が高まってきている。とりわけ音威子府村においては，職員勤務者層を中心にしてその傾向が特に進み，農山村地帯としては特殊な側面を呈している。

以上のように両町村の歴史のなかで，最近の地域経済の変貌は大きく，後進地的側面を強くもちつつも，「高度経済成長」の影響を強く受けてきており，日本資本主義の一極相としての状態であるといえよう。

注 1) 北大の林内植民については次のものを参照されたい。

川島三二「森林ト林内植民者トノ関係」演習林彙報第五輯．北大演習林，昭和11年。

有永明人「北海道における元林内植民の実態調査報告」第77回日林講．昭和42年。

小鹿勝利「北海道大学雨竜地方演習林の林内植民制度について」演習林業務資料13号．北大演習林，昭和43年。

2) 名寄森林事務所（公有林）物満内事業区第一次検訂施業案説明書。

3) 大正5年，演習林に御料地農民より澱粉製造のため水流利用許可願が出されており，同記録には当時，澱粉製造がかなり行われていることが書かれている。

4) 「中川町総合振興計画」昭和44年。

5) 「中川町総合振興計画」昭和44年。

6) 「天塩演習林仮施業案説明書」東北帝国大学農科大学．明治44年。

7) 「中川町史」p. 519, 中川町．昭和50年。

8) これは5町歩の土地を普通畑4.48町歩，牧草地0.3町歩，蔬菜地0.1町歩，建物敷地0.07町歩，農道敷地0.05町歩に区分し，なたね，小麦，はっかの商品作物，ばれいしょ，いなぎび，麦類などの自給作物の耕作を指定している。

- 9) 「帝室林野局五十年史」p. 840, 帝室林野局. 昭和14年.
 10) 前出 7), p. 550.
 11) 前出 9), p. 837.

III. 地域産業と就業構造の変遷

1. 就業構造と住民の構成

音威子府村, 中川町の人口は昭和49年12月末現在でそれぞれ2,360人(689世帯), 4,022人(1,098世帯)となっている。この両町村の人口の推移を年度ごとにみると第7表, 第8表のようになる。音威子府村においては昭和25年前後をピークとして, それ以後減少傾向に転じ, とくに40年代に入ると一層加速され, 49年では最高時に比較すると半減している。(なお昭和40年の人口, 世帯数の増加は国道改良工事が大規模に行われ, 一時的に外部からの労働者が入り込んだためである。)中川町では昭和30年がピークで, それ以降は一貫して減少し, ここでも40年代の減少が激しく, 49年ではほぼ半減している。また人口の急速な減少に対し, 両町村とも世帯数の変化は少く, 49年で最高時に比べ93%と大きな減少はみられない。いづれにしても, 両町村とも昭和30年代以降, 人口の減少が続き, 上川支庁管内の他町村はもとより, 全道的にみても人口減少率の大きな町村である。

第7表 音威子府村の人口推移

	世帯数 (戸)	人口 (人)
昭和10年	675	4,121
20	676	3,991
25	738	4,184
30	758	4,107
35	820	3,886
40	889	3,970
45	763	2,862
49	689	2,360

注) 役場資料

第8表 中川町の人口推移

	世帯数 (戸)	人口 (人)
昭和10年	1,083	6,610
21	1,061	6,162
25	1,158	6,936
30	1,175	7,237
35	1,263	6,591
40	1,361	6,303
45	1,215	4,736
49	1,098	4,022

注) 役場資料

こうした人口の激減の過程で両町村の就業構造はどう変化してきたか次に検討してみよう。昭和35年, 45年の国勢調査による15歳以上の就業者の動向をみたのが第9表, 第10表である。これらから昭和35年より45年までの10年間の変化の特徴的な諸点を指摘すると, まず音威子府村では次のようなことがいえる。

1) 就業者総数の減少。これは昭和35年100をとすると45年86.5となり, この減少率は人口全体の減少に比較するとそれほど多くなく, 全人口中の就業者率は相対的にはわずかながら増加している。

2) 就業者を従業上の地位で見ると, 雇用者は増大し, 全体における構成比では47%→

第9表 音威子府村就業者の動向

(単位 人)

	総 数		雇 用 者		役 員		雇人のある 業主		雇人のない 業主		家族従事者	
	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年
総 数	1,749	1,513	820	980	13	11	26	14	302	190	588	318
農 業	795	426	21	21	—	—	4	—	243	145	527	260
林 業	85	77	83	77	—	—	1	—	1	—	—	—
漁 業	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	16	22	15	20	—	1	1	—	—	—	—	1
建 設 業	88	226	75	219	—	—	2	1	7	3	4	3
製 造 業	118	76	96	71	5	3	3	1	9	1	5	—
卸・小売業	111	118	31	39	1	—	9	9	29	25	41	45
金融・保険業	2	6	2	6	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	306	287	305	286	—	1	—	—	1	—	—	—
電気・水道業	4	5	4	5	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	193	230	157	196	7	6	6	3	12	16	11	9
公 務	30	40	30	40	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 昭和35年, 45年国勢調査による

第10表 中川町就業者の動向

(単位 人)

	総 数		雇 用 者		役 員		雇人のある 業主		雇人のない 業主		家族従事者	
	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年	昭 和 35 年	昭 和 45 年
総 数	3,124	2,396	1,129	1,297	9	41	119	65	597	358	1,270	635
農 業	1,942	921	192	74	—	—	77	31	490	251	1,183	558
林 業	121	146	119	145	—	—	1	—	—	1	1	—
漁 業	5	8	5	8	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	2	43	2	42	—	1	—	—	—	—	—	—
建 設 業	230	259	208	241	—	7	6	6	11	2	3	3
製 造 業	146	192	136	168	3	8	2	1	3	7	2	8
卸・小売業	187	190	53	74	4	11	18	12	54	48	58	45
金融・保険業	9	12	9	11	—	—	—	—	—	1	—	—
運輸・通信業	151	161	146	156	—	1	1	2	4	1	—	1
電気・水道業	6	6	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	282	388	210	302	2	13	12	13	35	40	23	20
公 務	43	70	43	70	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 昭和35, 45年年国勢調査による

65%になっている。なお音威子府村においては35年時点ですでに雇用者が就業者全体の半数に及んでいたこと、すなわち賃労働者比率が高いことは音威子府村の大きな特徴である。また雇人のない業主、家族従事者の減少が著しく大きく、これを産業別にみると農業部門の減少が大部分を占めており、この10年間におけるこの地域の農業生産の変化の大きかったことが如

実に示されている。

3) 就業者全体を産業別にみても、農業就業者は35年時点ですでに50%を下まわっているが、45年には28%にまで減少している。これに対して建設業就業者の増加が目立ち、絶対数、比率とも3倍近くまで増加している。音威子府村における就業者の状態は35年時点では農業、運輸・通信業(大半が国鉄職員)の就業者が主体であったが、45年時点ではこれに加えて建設業、サービス業等の就業者が増加し、就業者の産業構成は多様化してきた。

4) 就業者のうち、雇用の産業別構成についてみると、農業、林業では絶対数で微減、相対的には大きな変化はみられない。それに対し建設業が大幅に増加し45年には35年の3倍近くに増大している。製造業は食品製造、製材業などが主要なものであるが全体的に減少してきている。また35年時点で雇用の約40%を占めていた運輸・通信業の雇用者は絶対数ではわずかに減少しているが、建設業の大幅な増加の結果、相対的にその比重は低下してきた。ともあれこの10年間で雇用の産業別構成は35年時点の運輸・通信業中心から建設業、サービス業が加わった構成に変化したことがわかる。

5) 雇用労働力をもつ業主は全産業的に減少し10年間で40%の減少となっている。雇用労働力をもたない自営業についてみると、農業の40%減のほか、建設業、製造業も減少している。とくに製造業においては最盛時には40数戸に達した澱粉工場の消滅が大きな理由である。

6) 音威子府村の就業構造は10年間において、上記のような変化をとげてきたが、総体的にみるならば35年時点ですでに農業と他産業の比率が相半ばし、さらに賃労働者層が過半近くを占めていたものが、45年時点では農業を中心とした自営業、家族従事者がなお一層減少し、他方では運輸・通信業、建設業、サービス業等々のより多様化した賃労働者層が一段と比重を高め、就業構造は都市的形態を強めてきたといえよう。

つぎに中川町の動向について検討してみよう。

1) 就業者総数は35年100→45年76.7と減少し、音威子府村よりも減少が激しい。また全人口の減少率よりいくぶん就業者数の減少率は少く、就業者人口率は相対的にはわずかながら増加し全人口の50%となっている。

2) 就業者を従業上の地位別にみると雇業者が36%から54%と過半数を越えている。またこれを産業別で見ると農業雇業者が減少した以外は全産業で雇業者は増加して、さらに役員も5倍弱に増加しており、音威子府村との相違がみられる。それに比べると労働力雇用のある業主は農業の大幅な減少の結果、半減しており、同時に労働力雇用のない自営業、家族従事者も農業部門の半減に伴い大きく減少していることが目につく。

3) 就業者の産業別の構成をみると特に農業就業者の大幅な減少が目につき、10年間で1,000人の減少で構成比で見ると62%→38%まで落ちこみ、地域の農業の変貌の大きさが示されている。これに対し就業者の増加した部門は、林業、鉱業、製造業、サービス業、公務と多

岐にわたり、絶対数は大きくないが構成比では林業、建設業、サービス業などが増加してきている。

4) 就業者のうち雇用者を産業別にみると、雇用者総数が増加するなかで農業部門のみが35年17%→45年5.7%と大きく減少している。増加率が大きい産業部門では鉱業があり、これは砂利採取を主とするものであり、この地域における公共事業という新たな需要の拡大とともに大きく増加してきている。このほかはあまり大きな変化はみられないが、中川町における賃労働者層は従来から多様な産業に分散していたが、その傾向は継続しつつあるといえよう。

5) 雇用労働力をもつ業主では農業の減少が大きいほかは卸・小売業が減少し、そのほかの産業では大きな変化はみられない。さらに自営業、家族従事者も大幅に減少し、これも農業部門の減少が主因である。なお建設業における自営業は大工等々の一人親方的なものが、他に吸収されたためであろう。

6) 中川町における就業者の35年→45年10年間の動向の主要な点は以上のようなものであるが、全体的に考えるならば、35年時点では農業就業者が圧倒的に多く、それに加えて多様な産業就業者をもった構造が、45年時点になると農業就業者が大幅に減少し、かつその減少した部分が地域内各産業に吸収されるのはごくわずかにすぎず、大部分は町外に流出していったといえる。その結果、地域の就業構造は産業別にみると農業と多様な産業の併存状態となり、自営業、家族従事者の大幅な後退とともに賃労働者層が全就業者の過半を占めるようになった。

つぎに両町村の就業構造が変化した過程において地域内の人口の移動がどうなったか、部落別の世帯、人口の動きでみてみよう。両町村の部落毎の人口動態をみると第11表、第12表のようになる。

音威子府村においては全体的にみると35年→45年10年間は人口の減少が27%に対し、世帯数の減少は7%と低い状態であるが、部落別にみると市街地以外はほとんどが減少傾向にある。そのなかで35年→40年では北部の農村部～北線、上音威子府、茨内、箴島、物満内などの減少が大きく出てきている。また35年→40年の時期の人口、世帯の動きは、挙家離村という形はとらず、市街地への移動が主体で、単身の離農離村が多かったといえる。だが40年以降になると世帯数の減少は市街地以外の全部落に及び5年間で59戸の減少になり、さらに45年→46年の1年間で33戸の減少となっている。またこれらの部落のうち、上音威子府は35年当時61戸の世帯数があり、農家、国鉄、北大演習林などで構成されていたが、その後離農者の続出、国鉄の無人化、演習林の市街地への移動により、現在では総戸数わずか6戸（うち農業専業3戸）にまで減少している。音威子府村の地域内の人口の動態のなかで比較的北部から戸数の減少が大きいことは、地域農業の畑作から酪農への切り換えが、山間のより条件の悪い地帯から進んだことが大きな理由と考えられる。ともあれ、35年以降、地域の農村部か

第11表 音威子府村落別人口の推移

	35年		40年		45年		世帯数の増減		
	戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)	35~40年	40~45年	45~46年
音威子府市街	379	1,603	422	1,634	436	1,462	43	14	10
北線	12	69	11	55	10	50	△ 1	△ 1	△ 2
本線	17	103	14	71	14	46	△ 3	0	0
茨内	22	134	16	83	14	87	△ 6	△ 2	△ 4
上音威子府	61	298	54	214	41	164	△ 5	△ 13	△ 8
箴島	41	212	42	201	27	108	△ 1	△ 15	2
物満内	22	103	16	76	22	113	△ 6	6	△ 9
咲来	118	490	106	415	91	306	△ 12	△ 15	△ 3
咲来北部	38	203	35	174	32	140	△ 3	△ 3	△ 11
咲来十二線	12	74	11	59	8	42	△ 1	△ 3	△ 2
咲来本通	22	136	22	124	14	70	0	△ 8	0
咲来団体	11	64	11	63	9	42	0	△ 2	1
咲来道路	16	98	17	104	13	60	1	△ 4	0
咲来南部	17	123	16	88	15	64	△ 1	△ 1	△ 4
咲来十六線	17	106	19	83	7	36	2	△ 12	1
止若内	15	70	10	58	10	49	△ 5	0	△ 2
計	820	3,886	822	3,502	763	2,839	2	△ 59	△ 31

注) 役場資料

第12表 中川町部落別人口の推移

	35年		40年		45年		世帯数の増減		
	戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)	35~40年	40~45年	45~48年
板谷	59	358	46	222	20	81	△ 13	△ 26	△ 2
大和	15	85	—	—	—	—	△ 15	—	—
共和	87	460	79	356	68	279	△ 8	△ 11	△ 6
安川	115	600	139	579	109	464	22	△ 28	△ 3
豊里	29	172	29	162	24	116	0	△ 5	△ 6
富和	19	114	16	64	6	26	△ 3	△ 10	△ 2
神路	23	123	16	45	—	—	△ 7	△ 16	—
佐久	195	920	253	1,004	174	621	58	△ 79	△ 10
琴平	15	85	13	60	4	27	△ 2	△ 9	0
誉	88	525	74	398	75	353	△ 14	1	1
中川	53	284	60	252	43	162	7	△ 17	△ 9
大富	106	628	101	553	77	393	△ 5	△ 24	△ 21
歌内	57	339	64	311	47	195	7	△ 17	△ 11
国府	85	514	80	402	61	294	△ 5	△ 19	△ 11
中川市街	317	1,384	424	1,780	462	1,667	107	38	56
計	1,263	6,591	1,392	6,188	1,170	4,678	129	△ 222	△ 24

注) 役場資料

らの人口、世帯数の急速な減少が進み、他方では市街地への人口、世帯数の集中が進み、45年時点では世帯数の57%、人口の51%が市街地に集中している。

中川町では35年から40年にかけて世帯数は130世帯の増加をみているが、部落別にみると、中川町市街、佐久、安川（営林署関係、小中学校が集っている）の市街地部分のみ増加であとはほぼ全域にわたり減少している。これが40年から45年にかけては一転して、世帯数で233戸、人口で1,510人と大幅な減少になり、部落ごとでは中川市街のみが増加し、またそのテンポも前5年間に比べると落ちてきており、他の部落はのきなみ急速な減少となっている。これらの部落のうちで完全に消滅したものに大和、神路の二部落みられる。大和部落は昭和初期の入植によるもので、最大時には70数戸の戸数を数えたが、土地条件が悪く、早くから離農者がみられたが、昭和37年の長雨、台風により大きな被害を受け、集団離農が行われた。その結果、8戸は町外に転出し、7戸が町内に残り、農業経営を続けたのは4戸であった¹⁾。また神路部落は国鉄と天塩川にはさまれた狭あいな土地で、土地条件も悪く、さらに国鉄の合理化などにより消滅したものである。このように中川町においても市街地以外の農村地域からの人口世帯の減少が続き、中川市街、佐久等の市街部に世帯数の59%、人口の53%が集中してきている。

両町村とも以上のように35年から45年の10年間に於いて数多くの離農、離村者を析出し、農業の地域産業における地位を絶対的にも相対的にも低下させ、また同時にその過程で労働者層の増大をもたらし、就業構造は大きく変化してきたのである。ここで、地域の住民の構成について、今一度、第9表、第10表および第13表から特徴的なことのみ述べてみよう。

音威子府村においては、賃労働者は世帯数の69%、就業者数では65%を占め、地域では最も大きな比重を占めている。またこれら賃労働者のうち、国鉄をはじめ役場、郵便局、演習林、林務署、学校、開発局等の公的機関に勤務する官公庁労働者は400数名に及び、その他民間の職員勤務者等を加えると賃労働者層の半数を越え、ついで人夫、日傭い層が続いている。農家は世帯数では21%にすぎず、小売業、サービス業等を加えた自営業世帯は29%である。しかし農家のうち、兼業農家を考えると専業農家は11%たらずとなり、賃労働者は78%に及ぶ。この結果音威子府村における労働力を雇う資本家層といわれるものは、極めて小さいのにすぎないといえる。従って音威子府村においては住民の構成では労働者層が圧倒的に比重が高く、そのなかでも官公庁労働者を中心とした恒常的職員勤務者の占める位置が大きく、それとともに地域のなかで政治的にも大きな影響力をもっていることが注目され、この村の現代的性格を物語るものである。またこれに続いて自営業世帯が多いのであるが、音威子府村はいわば過疎化の進行のなかで総プロレタリア化とでもいうべき状態になってきているといえよう。

中川町では賃労働者は世帯数の60%、就業者数では54%を占めている。ここでは賃労働者と自営業就業者の関係が逆転するのは音威子府村とくらべると時期的にはかなり遅れてい

第13表 世帯主の産業別世帯数 (昭和45年)

	音 威 子 府 村		中 川 町	
	世 帯 数 (戸)	世 帯 人 員 (人)	世 帯 数 (戸)	世 帯 人 員 (人)
総 数	708	2,556	1,155	4,617
農林漁業就業者世帯	148	648	350	1,634
農林漁非農林漁混合世帯 ¹⁾	54	257	120	583
非農林漁業就業者世帯 ²⁾	483	1,605	650	2,340
鉱 業	17	66	20	88
建 設 業	27	94	112	427
製 造 業	36	110	89	330
卸・小売業	39	154	70	267
金融・保険業	4	12	5	21
運輸・通信業	205	682	112	377
電気・ガス・水道業	5	16	5	13
サービス業	125	390	194	673
公 務	25	81	43	144
非就業者世帯	23	46	35	60

注 1) このうち世帯主が非農林漁業世帯数は音威子府村 27 世帯 中川町 78 世帯

2) このうち世帯主が雇用者は音威子府村 436 世帯 中川町 565 世帯

3) 45 年国勢調査

ることが目につく。また中川町でも官公庁労働者数は 300 人前後を数えるが、音威子府村と比べるとその地位は相対的に低く、恒常的勤務者、人夫・日傭層の比重が大きい。

農家は世帯数では全体の 27% であるが、その就業者数は 38% を数え、農業以外の商業・サービス業等の自営業就業者は 45% とその比重はまだ大きいといえる。労働者を雇用する資本家層は音威子府村よりは大きいものの、相対的にはあまり大きな比重は占めていない。従って中川町の住民の構成は、労働者層の増大傾向が大きく進行しているが、まだ比較的自営業層の比重が大きいといえる。しかし、これは 45 年時点での状態であり、これ以降、我々の調査時点では、さらに労働者層の比重が高まっていたことをつけくわえておこう。

音威子府村、中川町両町村における就業構造の変化、地域の人口の動きあるいは住民の構成はこれまで述べてきたように、それぞれの歴史的条件、地理的条件、あるいは経済的な諸条件により若干の相違はみられたが、その変化の基調には共通したものが指摘できる。いうまでもなく昭和 35 年から 45 年の 10 年間は「高度成長」を旗印とした経済政策が展開された時期であり、いわば所かまわずと称しても良いほどに従来からの地域経済の基盤を改造、破壊し、さらに農林業の「近代化」、「合理化」あるいは「労働力の流動化」ということで、様々な手段で地域経済の再編成、中央集権化がすすめられてきた。すなわち農業等を中心とした地域の就業構造、住民の構成を農山村地帯としてはいわば特殊な形態であった音威子府村の如きものに変化させ、さらにそれを一般化してきた。またそれは大量の離農・離村者を生みだしつつ進め

られ、地域間あるいは職種間における「労働力の流動化」のため地域外に追い出した過程であった。

これらのことが昭和30年代以降の日本の農業政策であったのであり、また公共事業投資の急速な増大を伴った地域開発であり²⁾、「近代化」の名のもとに、いわば貧困化、家族総就労形態を広範に拡大したものであった。この両町村とも我々が前報³⁾で報告した、辺境あるいは農業限界地としての間寒別地域とその変貌の過程はほぼ軌を一にしている。

注) 1) 中川町「中川町史」p. 562, 昭和50年.

2) 島 恭彦・宮本憲一編「日本の地方自治と地方財政」p. 179~186. 有斐閣, 昭和43年.

3) 石井ほか「演習林経営に関する経済学的研究 I.」北大演習林研究報告, 第30巻, 第2号, 昭和48年.

2. 地域産業の動向

1) 地域産業の現状

前節で見てきたように両町村の就業構造等は大きく変化してきているが、これら一連の変化はいうならば農業を主軸とした変貌の過程であった。すなわち農林業以外の第二次・第三次産業が地域の中で積極的な展開をとげてきたというより、農業生産の急速な崩壊、変質の過程で相対的にその比重を高めてきた側面が強いといえよう。以下においては地域における各産業の実態を概観し、特に地域における雇用主体の状態について検討する。なお、地域の変貌の主体である農業については次節で検討する。

音威子府村における主要な産業は前節で検討したように世帯数、就業者数などから考えると農業、林業、運輸・通信業、建設業、サービス業等があげられる。運輸・通信業はさきに述べたように国鉄を中心としたものである。音威子府村は稚内～旭川のほぼ中間点にあたり、国鉄宗谷本線と天北線の分岐点になっているため、国鉄の諸機関が集中して設置されている。それらは駅が3駅、保線区、保線支区、機関支区、電気支区などである。また最近では国鉄合理化計画により駅の無人化（上音威子府駅）、DL化による機関区関係の統廃合などが問題になってきている。これら国鉄関係者は農林業以外の世帯数の42%を占めるなど、その動向の地域に与える影響は大きいものがある。

建設業は昭和30年代後半より本格化した地域の公共事業投資の拡大によって展開してきたもので土建業がその主体である。その内容は北海道開発庁（以下開発局）による国道改良（国道40号線）、天塩川の築堤、橋梁架換、護岸工事、北海道土木現業所（以下土木現業所）による道路改良、治山、砂防工事、河川改修事業、農業基盤整備事業などであり、また村独自の農道改良、林道開設、公共施設の新設工事あるいは農協の事業など様々な工事がみられ、その事業費は村独自でも2億円前後に及び総体では10億円前後に達する公共事業投資が行われている。こうした公共事業投資の増大につれ、地域の建設業就業者も増加し、さきにみたように35年から45年の10年間で2.6倍になり、村内の賃労働者のうち22%を占めるようになった

のであるが、村内における建設業の事業体は非常に少く、小規模な土建業者一社とごく零細な建築業者が数社あるにすぎない。これは前回の間寒別地区の報告でも述べているように¹⁾、開発局、土木現業所所管の事業はほとんどがいわゆる登録業者の手によって施行され、現地の零細な業者はその下請かあるいはごく小規模な工事の施行しか出来ないためである。その結果、地元の建設業就労者の大半は村外の業者の臨時的雇用にすぎず、非常に不安定な状態であり、また最近の状態は地元外の業者は一定の基幹的労働者部分を固定、専属化しそれで移動するため²⁾、地元外の業者に雇用され、夏期間はその移動にあわせ、地元を離れて稼働、生活する者も少なくない状態となっている。

製造業は製材業、セメント製品製造、アスファルトプラント、澱粉製造、その他個人経営の食品製造業などがみられる。製材業については項を改めて述べるが村内に2業者あり、いずれも資本金200万円前後の小規模なもので両方で年間製材5,000 m³、チップ10,000 m³程度の生産を行っている。これらの業者は原木供給を道有林、北大演習林に依存しているが、この地域の林業生産の現状からみるならば、決して十分な展開をとげているとはいえない状態である。セメント製品製造工場、アスファルトプラントの両者とも地元外業者の営業によるもので夏期間のみ生産を行い、それぞれ10名前後の労働者を雇用し生産している。澱粉工場は従来この地域では馬鈴薯耕作が盛んで、個人経営の零細規模の工場が乱立していたが、澱粉価格の下落にともない漸減し、それとともに経営も不安定になり、昭和35年に農協直営の合理化工場が設立され、それに集中した。現在この合理化工場は9月～10月の2カ月間操業し、年平均10万俵の原料を加工し、40,000袋前後の澱粉を生産している。数年前までは原料はほとんどが村内で集荷されていたが、畑作から酪農への転換が続くなかで、近郊の町村からも集荷するようになっている。なお操業期間には約25名前後の臨時的な労働者の雇用がなされる。

このほか商業関係はいずれも個人経営の小規模なものであり、日常生活の必需品程度の購買が行われるにすぎず、多くの住民は美深、名寄等へ出て買物をするのが一般的である。以上のほか音威子府村には石油、食料品等の音威子府以北への中継基地がおかれているが、あくまでも物資流通の中継にすぎず、地域の産業の状態にはあまり大きな影響はもっていない。

中川町において、主要な産業と考えられるのは農業、林業を筆頭にして建設業、製造業、運輸通信業、サービス業等があげられる。

農業、林業については後述するのでそれ以外の産業の現状について概観してみよう。

運輸・通信業はここでも国鉄関係が主体で町内に駅が4駅と保線支区がおかれているが音威子府村における国鉄のような大きな意味はもっていない。このほか木材、砂利等の運搬を主体にした運輸業者二社と日通営業所などがおかれている。

建設業については、音威子府村同様の展開をしてきているが、ここでは従来天塩川の氾濫が度々おこり、地域経済に大きな影響をもたらしてきており、これの対策も比較的早くから手がつけられてきたが本格的に行われるようになったのは最近のことであり、また現在は大規模

に行われ、開発局の治水事業所が置かれている。中川町における建設業はこれらの天塩川のショートカット、築堤、護岸道路など開発局の事業を主体に、土木現業所の道路改良、小河川の改修、砂防、治山工事、営林署の林道、治山事業、町の道路、橋梁、公共施設の建築や最近は国営パイロット事業による草地造成などに関連して展開している。ちなみに48年度中川町内において施行された事業量を事業主体別にみると旭川開発建設部20件、751,317千円、旭川土木現業所25件、283,305千円、上川支庁6件、51,130千円、名寄営林署8件、68,016千円、中川町53件、386,941千円、農協4件11,993千円、その他18件、100,023千円、合計134件、1,652,725千円に及んでおり、この投資額の地元と与える影響は大きなものといえよう。これら公共事業の施行業者についてみると48年度工事で中川町外の業者が施行したものは71件、1,131,365千円で42業者によって行われ、これは件数で53%、工事費の68%となり、また一件あたりの工事費をみると町外業者は15,935千円、町内業者は8,276千円と2倍の差がついている。中川町内の建設業者は土建関係が6社、建築関係が3社あるが、このうち開発局の工事を直接受注したのは一社にすぎず、全体的に小規模な業者が多く、地元業者の事業は多くは町上川支庁、その他の比較的小さい事業が主体となっている。さらにここにおいても地元外業者の多くは作業員は町外からつれてくることが多い状態であるが、年々10数億円に達する事業が町内で行われることは、町の経済的側面はもとより、就労機会としての重要な地位を占める。

製造業は製材業、セメント製品製造、生コンクリート製造、家具製造、その他食料品製造などが存在する。製材業者は三社で年間製材、チップをそれぞれ30,000m³、前後の生産を行っており、この原木は国有林、北大演習林に依存している。コンクリート製品製造業はいつでも町外の業者によって経営され、夏期間のみの操業である。また家具、その他食品製造等は零細な業者によって行われている。製造業全体でみると就業者数はあまり変動はみられないが、出荷額は年々増加してきている状態である。また中川町においても従前は個人営業の澱粉製造工場がかなりあったが、その後の酪農経営への転換が進むなかで原料不足などがおこり、昭和40年、農協直営の澱粉工場が設立された。しかし、その後も馬鈴薯の作付が減少し、原料不足のため46年で閉鎖された。このほか中川町の農業に関連して、現在ホクレンのクーラーステーションが設置され（以前は製酪工場が経営されたこともあった）、地域内の牛乳の集荷を行っており、さらに日甜の原料集荷の支所がおかれている。

商業等については多くは零細経営のものであるが、中川町では中川農協と佐久農協の二つの農協があり、これらによって農業生産資材のほか生活用品の販売を行っており、この二農協によって小売業年間販売額の60%を占めている。

注) 1) 石井ほか「演習林経営に関する経済学的研究 I」p. 349~353. 北演研, 第30巻, 第2号, 昭和48年.
2) 同上 p. 560~362.

2) 農業生産の展開と農民層分解

音威子府村、中川町両町村の農業は歴史的にも経済的にも地域の基幹産業の地位にあって推移してきたこと先にもみた通りである。また地域農業は昭和30年代に入ってから大きく変貌し、そのことがこの地域における産業構造や就業構造の変質の引き金となり、現在のこの地域の状態をつくり出した。ここではこの地域の農業生産の展開を戦後段階とくに昭和35年以降について検討する。なお本来ならば、一連の変化の過程で新たに内包する諸問題についても分析をすすめるべきであるが、今回はこれらの点を捨象し、変化の過程の大筋のみの分析にとどめる。

i) 戦後の地域農業の展開過程

両町村の戦後の作付の状況をみると第14表の様になる。両町村の戦前期の農業経営は前章で概観したように、ばれいしょ、麦類、豆類などを中心にした畑作が主体であった。すなわち馬鈴薯は澱粉原料として地域内の零細な工場で消費され、あるいは食料薯として地域外に出荷された。麦類はえん麦が主体であり、豆類は大豆、小豆等を中心に、さらにビート、亜麻、ハッカなど多様な作付がなされていた。これらの農産物は豆景気、ハッカ景気、あるいは澱粉景気などの時の市況に大きく左右され、作付の増減を繰返し、投機的性格をもちつつ展開していたといえる。

第14表 農産物作付面積の推移

(単位 ha)

		水 稻	麦 類	その他穀類	豆 類	馬鈴薯	工芸作物	飼料, 牧草	その他
音 威 子 府 村	昭和23年	35	292	115	127	360	58	—	27
	25	39	300	69	131	285	84	—	—
	29	52	230	53	131	362	67	254	42
	35	61	141	31	91	512	46	288	43
	40	43	88	16	25	490	12	476	27
	46	8	24	—	5	510	19	684	14
中 川 町	23	15	565	377	240	549	436	—	192
	25	16	599	371	459	445	412	—	—
	29	67	450	166	373	555	627	519	75
	35	75	364	119	756	844	607	347	94
	40	73	211	91	359	620	421	610	50
	46	11	62	—	64	310	433	1,893	69

注) 各年度町村要覧より作成

戦後期の展開をみると、音威子府村においては昭和20年代はそれ以前と同様、馬鈴薯、麦類を中心に多様な作付が行われているが、昭和30年前後より、従来の作目では馬鈴薯以外のものが減少し、飼料作目、牧草が急速に増加し、さらに昭和35年以降その傾向が拡大してきているといえる。さらに昭和40年代になると従来の畑作は馬鈴薯に一元化されつつ後退し、

音威子府村の農業経営は畑作馬鈴薯単作と酪農の二形態に変化した。ちなみに46年の作付動向では馬鈴薯と飼料作物、牧草の作付面積が全体の92%を占めている。なお稲作についてはこの地域は自然的条件が悪く決して適地ではないが、畑作の不振のなかで、価格の安定、共済制度の確立、さらには増産政策にのり、一定ののびを見せ、40年すぎにも新たな造田が行われていたが、稲作の抑制政策への急転のなかで現在ではほぼ完全に消滅状態となっている。

中川町においては昭和20年代は音威子府村と同様、戦前期の作付状況が継続しており、馬鈴薯、麦類等を中心に多様な作付がみられるが、ここではビート、ハッカさらには亜麻などの工芸作物が比較的多く作付されているのが特徴である。昭和30年代になると、従来の作付のなかに飼料作物・牧草が加わってくるが、作付の面積は他の作付同様、変動がみられる。40年代に入ると飼料作物、牧草が急速に増加に転じ、従来の畑作物ではビート、馬鈴薯が残り、豆類、麦類等は音威子府村より遅くまで作付されたものの急減している。また、稲作については、音威子府村同様の推移をしている。

両町村の農業生産は畑作単作地帯として昭和30年頃まで推移してきたのであるが、その作付状況は第14表で見ると多様なものが変動を伴いながら作付されていたのである。これはこの地域の自然的条件が厳しく、水害、冷害などの災害を頻繁に受け、営農基盤が確立されず、また社会経済的条件に左右されたためであり、こうしたことが40年代における酪農経営への転換に結びついたのである。その結果、従来の畑作物は音威子府村では馬鈴薯に、中川町ではビート、馬鈴薯に整理されつつ、酪農経営が拡大してくるのである。この地域の酪農はその萌芽は早くからみられたものの、本格的に行われるのは昭和40年代に入ってからである。46年の作付面積では飼料作物、牧草が総体の52%（音威子府）、67%（中川）と過半数を越えて、地域の農業生産が従来の畑作単作より酪農を主とし畑作を従とする形態に変化してきており、さらに酪農専業を指向しつつある状態である。

両町村の酪農経営の展開をみるため乳牛頭数の推移をみると第15表の通りであり、さらにこれを飼養農家数とあわせてみると第16表のようになる。乳牛飼養頭数では中川町は順調に増加し、47年には35年の3.6倍になっているが、音威子府村では変動が大きく、47年の飼養頭数は35年の1.9倍の増加しかみていない。乳牛飼養農家の比率においては音威子府村では40年60.1%→45年58.6%と減少し、中川町では40年48.6%→45年56.6%に増加しており、また一戸当りの飼養頭数ののびも中川町の方が大きい。音威子府村は中川町に比較すると乳牛飼養は早くに拡大されたものの、その後の展開は十分とはいえず、中川町の方が全体的に進み、規模拡大が進んできている。さらに耕地面積の状態をみると音威子府

第15表 乳牛頭数の推移（単位 頭）

	音威子府村	中川町
昭和35年	448	735
38	1,000	1,460
40	843	1,718
45	1,024	2,603
47	873	2,676

注) 役場資料

第16表 乳牛飼養農家数の推移

		飼養農家数 (戸)	飼養頭数 (頭)	2歳以上の乳牛飼養農家数(戸)				飼養農家率 (%)	一戸当頭数 (頭)
				1~4頭	5~9頭	10~14頭	15頭以上		
音威子府村	昭和35年	127	448	104	14	—	—	44.9	3.5
	40	120	850	51	56	8	1	60.9	7.1
	45	88	1,024	14	19	33	11	58.7	11.6
中川町	35	219	623	184	25	2		37.3	2.8
	40	214	1,433	115	76	7	1	48.6	6.7
	45	191	2,603	27	71	60	32	56.5	13.6

注) 農業センサス

村では40年1,179 ha→45年1,399 ha, 中川町は同2,521 ha→同3,148 haとそれぞれの耕地の増加率は18%, 25%と差がみられ, 両町村の酪農経営の展開には相違が出てきている。

ともあれ両町村とも昭和45年時点ですでに過半の農家が乳牛飼養を行い, 一定の規模拡大も進んできているが, それぞれの地域内における酪農経営の進展はまた違が出てきている。すなわち音威子府村では北部の山間部, 中部の天塩川沿岸地帯は全面的に酪農専業になる一方, 南部の咲来地区を中心とした地帯は畑作専業及び酪農との混合経営が行われており, 中川町では北部の国府, 歌内, 大富, 菅地区等は酪農専業に, 中部の佐久地区は畑作と酪農が並行して行われ, さらに南部の板谷, 共和等では畑主酪従の農業経営が行われており, 地域内における農業の経営形態には様々な分化がみられている。

両町村の農業生産は地域の基幹産業として推移してきているが, 昭和30年前後よりこれまで見てきたように大きく変化してきた。しかし, これらの農業生産の変化もかならずしも順調なものではなく, たとえば両町村とも農業構造改善事業地域としての指定を受けながら, その後ともに中止されている。またその後は両町村とも山村振興法の指定を受け, 様々な形での基盤整備, 機械類の導入などを進めてきているが, 社会的条件の変化が大きく, その影響を強く受けつつ展開されている。

また中川町においては農協が中川農協と佐久農協の二組織が存在し, 中川農協管内においては組合員の大半が酪農経営に転換したが, 急速な大規模化よりも質の向上あるいは搾乳と同時に育成も行う方針で進んでおり, 一方の佐久農協管内はビート, 野菜を中心とした畑作経営と酪農経営が併存しているが, 漸次酪農経営に主眼をおき, それと同時に野菜等の園芸作物の団地形成をはかるなど地域内の農協の経営方針にも独自性がみられる。こうしたなかにおいても, 中川町においては昭和40年以降, 町有未利用地の草地化, 天塩川旧河川を利用した国営開拓パイロット事業による草地造成(約1,000 ha), さらに離農跡地の集団的な草地造成, 北大演習林地の開放による町営牧場の建設(50年度より実施)などきわめて積極的に酪農経営のための基盤整備事業が進められ, 全町的に酪農専業化を指向しており, 48年度ではすでに上

川管内で最も乳牛飼養頭数が多くなってきている。

これまで見てきたように音威子府村、中川町の農業生産は従来の畑作単作地帯としての展開から酪農地帯として、畑作の零落のもとで生産基盤の零細、未確立の状態から、いわば強制的に転換をせまられてきたものであった。またその変化の基調は同一にしる、地域内での展開はそれぞれ異なった条件のもとで推移してきている。これらの一連の流れは昭和30年代における「高度成長」経済政策のなかの農業政策の一環として行われてきた結果であり、ある意味では農家個々の自主性、あるいは地域単位の独自性が発揮出来る余地はこの過程ですでに消滅していったといえるだろう。

ii) 農民階層の動向

音威子府村、中川町両町村の農業生産はこれまでみてきたように昭和30年代を境に従来の畑作単作経営から酪農経営へ傾斜してきたのであるが、この過程において地域の農家戸数は第17表の如く半減するに至った。こうした動向のなかで農民階層はどのように変化してきたか次に検討してみよう。地域の農家の経営耕地規模の動向をみると第18表の通りである。

これで見ると両町村とも35年から45年の10年間に於いて経営規模が大きく変化したことがわかる。音威子府村では経営規模の中心階層が35年→40年→45年においてそれぞれ3～5ha層→5～7.5ha層→10～15ha層と移り、

特に40年以降、経営規模の拡大の傾向が著しい。またこの中で7.5ha以下の階層は一貫して減少し、特に5ha以下の階層は35年の61%から45年には18%と急速な減少がみられ、それに対して10ha以上の階層は35年の5%から45年の41%と増加し、この10年間で下層農家を中心とした大量の脱農のなかで、経営規模の拡大が急速に進行したのである。

第17表 農家戸数の推移(戸)

	音威子府村	中川町
昭和30年	282 (100)	624 (100)
35	283 (100)	587 (94.1)
38	227 (80.5)	502 (80.4)
40	197 (69.8)	440 (70.5)
43	176 (62.4)	371 (59.4)
45	150 (53.2)	337 (54.0)
47	122 (43.4)	277 (44.4)

注) 農業センサス、町村要覧より作成

第18表 経営耕地規模別農家数

(単位 戸)

		1ha未満	1ha～3ha	3ha～5ha	5ha～7.5ha	7.5ha～10ha	10ha～15ha	15ha～20ha	20ha以上	農家総数
		音威子府村	昭和35年	45	40	87	69	28	13	
	40年	10	25	44	66	26	22	3	1	197
	45年	3	6	18	34	27	44	12	6	150
中川町	昭和35年	17	90	205	189	67	17	2	—	587
	40年	9	62	117	151	63	33	5	—	440
	45年	6	22	38	66	80	82	27	17	338

注) 農業センサス

中川町においても同じ傾向が見られ、7.5 ha 以下の階層の大幅な減少、特に 5 ha 以下の階層では 35 年の 53% から 45 年の 19% に、戸数で 1/5 に減少しており、反対に 40 年まで一戸もみられなかった 20 ha 以上の階層が 45 年には 17 戸に増加しており、40 年以降においては 10 ha 以上の階層が大きく増加しており、ここでも下層農家を中心とした大量の脱農のもとで、一定の規模拡大が進行したものと考えられる。

つぎにこの地域の農業生産の主流になってきている酪農経営の状態の変化を前出第 16 表によって今少し検討してみよう。

音威子府村では昭和 35 年には農家の 45% が乳牛の飼養を行っているがそのほとんどは 1~4 頭の規模にすぎない。これが昭和 40 年の段階になると離農が増加するなかで乳牛飼養がさらに拡大し、飼養農家率は 61% に達し、それとともに従来の 1~4 頭飼養階層の過半は一ランク上昇し、全体的に多頭化の傾向が出来てくる。昭和 45 年には、それまでの 1~4 頭飼養農家の大半の脱落とともに、5~9 頭層の多頭化が顕著になり、10 頭以上を飼養する農家が乳牛飼養農家の半数に達し、40 年以降において酪農経営内部における分化が進行してきたといえる。

中川町においては昭和 35 年時点では乳牛飼養率は音威子府村より低く、音威子府村には見られない 10 頭以上の飼養農家が存在するが、全体的には一戸平均 2.8 頭と零細な飼養にすぎない。昭和 40 年段階になるとそれまでの 1~4 頭飼養階層の約 40% は多頭化に進むが、それでもまだ零細な飼養規模であり、飼養農家率も 50% に達していない。これが昭和 45 年段階になると全体的に多頭化が進行し、従来の 1~4 頭飼養階層は急激に減少し、5~9 頭階層から 10~14 頭階層へ、さらには 15 頭階層へと上向し、10 頭以上を飼養する農家が乳牛飼養農家の半数に達してきている。中川町では音威子府村にくらべると乳牛飼養の拡大のテンポは遅く、40 年時点までは規模も全体的に小さかったが、40 年以降、多頭化、規模拡大は急速に進行し、音威子府村を越えている。また音威子府村では早くに乳牛飼養が拡大したものの 35 年と 45 年の乳牛飼養農家数を比較すると音威子府村では約 30% の減少、中川町では 10% の減少とそれから脱落していくものも多く、酪農経営の進展はかならずしも順調ではない状態である。これは耕地面積の拡大でみたように、土地条件が中川町より悪くその面からの制約が大きかったことも理由の一つにあげられよう。

以上のように両町村における酪農経営の状態は昭和 40 年代になって、急速な多頭化、規模拡大が進行して酪農専業農家の増加がみられるが、漸次その内部における分化が進行してきている。これらの資料は 45 年までであるが、その後の酪農経営の展開は、いわゆる「ゴールなき拡大」に一層進み、さらには乳価問題、飼料問題など様々な問題が顕在化してきており、新たな局面に面していることをつけ加えておこう。

またこうした農民階層の動向は先にも指摘したごとく、大量の離農を生みだしつつ、進行してきたのである。両町村の農家戸数の推移は前掲第 17 表の通りで昭和 47 年における農家

戸数はともに昭和30年当時の約40%にすぎず、大幅な減少となっており、時期的にみると特に35年以降の減少が大きくなってきている。

この離農の動向を第16表と併せて見ると、その特徴がよりはっきりしてくる。すなわち、昭和40年以前の離農の多くは畑作経営の経済的條件の悪化、自然的災害等のなかで、酪農経営に転換することも不可能なまま、離農していったものである。これが昭和40年以降になると音威子府村では畑作経営農家の離農はさらに進行するが、戸数的には乳牛を導入したなかの1~4頭層の零細な農家や5~9頭に拡大してきた農家の離農が増加し、これらの階層には酪農経営が定着しないまま、離農へ進んだものである。

これに対し中川町においては、乳牛飼養のない畑作経営農家は昭和40年226戸から同45年147戸と79戸の減少で、乳牛飼養農家数の変化は214戸から191戸と23戸の減少と、40年以前と同様に畑作単作経営の農家の離農が主体である。

このように両町村の離農の動向は、それぞれの地域的な特徴や年々の動態などに異なった様相が見られるが、いづれにしてもそこには共通した流れがみられる。従来の地域農業の主要な営農形態であった畑作単作経営が農業をとりまく社会経済的諸條件の急激な変化や自然的條件の制約のなかでその存立基盤が崩れ、さらには若年者の地域外への流出、林業、建設業等を主体とした就業形態の変化のなかで、新たな営農形態に移行するか、農業から離れ賃労働者化するかの選択をせまられた。その結果、多くは離農し、また酪農経営との混合経営あるいは酪農専業に転換し、一定の規模拡大をとげたものでも、離農するという状態になってきているのである。

離農者の離農後の状態についてみると、たとえば音威子府村では昭和38年から42年までの離農者53戸のうち村内に留まったもの13戸(25%)、道内各地に転出したもの37戸(70%)、道外に転出したもの3戸(5%)¹⁾と地元に残るものはわずか1/4にすぎず、大半が道内の都市部に転出し、離農は挙家離農・離村となって現われている。同様に中川町の場合でも昭和39年から43年にかけての離農者のうち町内に留まるものは28.9%にすぎず²⁾、多くは他市町村に転出していつている。こうしたうち地元に残留したものの状態は多くは市街地に移り、土建業、林業その他の人夫、日傭等の賃労働者となり、さらには地元における就労の不安定、就業機会の減少のなかでさらに地元外に移動していくものも少なくない。このほか、農業経営を続けているものの中にも、主人が通年で他産業に従事し、農業経営は主婦、あるいは老夫婦が主体になって行いうわば離農の予備軍もある程度増加してきているのである。

以上見てきたごとく地域における農民諸階層は農業経営の大きな転換のなかで大量の離農者を析出しつつ、それなりの規模拡大をとげていくもの、あるいは停滞状態のまま賃労働者化していくものなど農民層分解は急速に進んできている。ある意味では地域の農業生産に唯一のこされたとも云うべき酪農経営もその展開の条件は厳しいものがあり、この経営が今後どのように進んでいくか、「過疎」地帯といわれる地域の将来を大きく左右していくであろう。

- 注) 1) 音威子府村「山村振興調査報告書」昭和43年。
2) 中川町「中川町総合振興計画書」昭和46年。

3. 地域労働市場の現状

前節まで検討してきたように昭和35年以降、地域の産業構造は農業生産の変遷を基調にして変化し、さらに地域住民の就業状態も変化し、全体的に賃労働者化が進行してきた。昭和30年代に始まる「高度成長」経済政策下における地域開発や諸産業における「近代化」は重化学工業を軸とした新たな産業構造への再編成のために推進されてきた。たとえば農業の「近代化」は「農民分解をすすめることによって、独占体に商品販売市場、低廉な労働力や農産物・工業原材料を準備することである。つまり、『近代化』は独占体を支えるための経済構造の再編成を意味¹⁾するのであった。その結果この過程において、農山村、山村は「高度成長」の踏台として措定され、その役割を十分すぎるほど、すなわちこれらの地域の破壊、改造を伴うほどまではたしてきた。

音威子府村、中川町両町村においても、この時期における地域経済、地域社会の変遷はこれまで述べてきたように、この一連の流れのなかにあったのであり、この地域における地域開発の諸計画もいわば行政主導の、定型化された「総合開発計画」となり、地域の基幹産業である農業・林業に対して地域独自の展望を持つ計画は樹立されず、またこうした枠内ではそれが不可能な条件しか持ち得なかったと云えよう。またこの過程において惹起した「過疎」化は地域の社会構造に大きな影響をもたらし、新たな行政需要が増大しながらも、地域内における社会的生活基盤が確立出来ずいわゆる「広域行政圏」、「広域生活圏」構想が実施されつつある。

こうした一連の変化は当然、地域の労働市場にも大きな影響を与えてきており、その変質の過程には地域の農業生産の変貌が大きな影響力をもたらした。従来、地域の就業状態は恒常的職員勤務者やサービス業従事者を除くと地域の潜在的な過剰労働力が大きな比重を持っていた。官公庁労働者や職員勤務者など地域の住民構成にもつ比重は大きいものであるが、これらの大半は地域の労働市場には直接的表面に出てくることがなく、地域の労働力の雇用主体として直接あらわれるのは、林業、建設業、製造業などである。

林業については次章で詳述するが両町村には国有林、道有林、北大演習林の三者の大林野所有が存在し、それぞれに林業経営を行っている。従来、木材生産は人畜力を主体にした生産形態で、かつ季節的には冬期間において実行され、そこには農民が臨時的雇用形態で就労しており、それが主要な労働力であった。それが生産過程の「合理化」、「近代化」によって機械化が進行し、作業の通年化がはかられてきた。国有林においては一定部分の直営化とともに大幅な請負化や立木処分が増加し、道有林、北大演習林においては直営の切りすてとなってきた。その結果、国有林では直営生産のための基幹労働力の通年雇用、専門化が進み、また請負業者も地域外の業者に変わり、そこにおいても作業は通年化し、労働者の林業専門化、専属化が進

んだ。地元の木材業者は従来立木払下材の生産はそれぞれ直営で行っていたが、現在では地元業者のほとんどは直営事業を廃し、他町村の業者に請負わせるように変化してきた。また一方では育林事業の増加、請負化の増加は地域における林業労働の新たな需要となって現われてきた。

建設業は前述のごとく公共事業投資の増大のなかで急速にのびてきたものであるが、作業の機械化の進行、あるいは地元業者の零細さのため、地元外業者の出入が多くなってきており、ここにおいても労働者の専属化が進んでおり、これら建設事業の拡大が一部分を除き、直接的にはかならずしも地元業者の成長、地元住民の雇用の増大には結びついていない状態である。

製造業はこの地域では製材業が主体であり、一定の設備投資が行われ、生産額の増大がみられるが、おしなべて規模も大きくなく、その労働力雇用には大きな変化はみられない。

労働力需要の側の状況は以上のようなものであるが、労働力供給側の状況についてみてみよう。

従来、地域の農業は畑作単作地帯として推移してきたのは先に述べたところであり、この間は農家戸数の変動もあまり大きくはなかった。一般に畑作経営では季節的に農作業には繁閑の差がみられ、また現在と比べると家族労働力も多く、農業生産と農閑期の農外就労によりそれなりの労働力の再生産がはかられてきた。その後の農業生産の展開は大量の脱農化が進み、それは挙家離村という形で進み地元に残るものは20%たらずにすぎず、多くは都市部へ流出していき、従来のような労働力供給の条件はなくなってきた。また一方では農業経営の機械化、大型化が進んでくるが、経営自体かならずしも安定しない状態であることは先にもみた通りであり、一部分の農家を除き、従来以上に現金収入を得る必要性が増大し、それが農業基幹労働力の農外就労となってあらわれ、それが長期化の傾向をみせている。

また地域の新規学卒者の動向をみると、全体的に進学率が高まり(例えば昭和47年度の音威子府村の高校進学率は96.4%に達し全道一となっている。²⁾)、卒業後、地元の就労機会の少さもあり、地元に残るものは極めて少く、農業経営に従事するものも同様であり、多くは地域外に出て就職しており、地元における若年労働力の新規供給はほとんどみられなくなっている。

このように地域労働市場は地域の社会の変質とともに変化してきたのであるが、それは労働力需要の側の変化～新たな労働力需要の出現と質的な変化、さらには労働力供給の側の変化～労働力供給量の減少と質的低下など相互の変化のもとで変質をみてきたのでありこの地域の労働市場の狭少さを示し、さらには地域の労働力の再生産基盤は縮少してきているのである。

注) 1) 島 恭彦, 宮本憲一編「日本の地方自治と地方財政」p. 197. 有斐閣, 昭和43年.

2) 北海道新聞, 昭和48年2月19日.

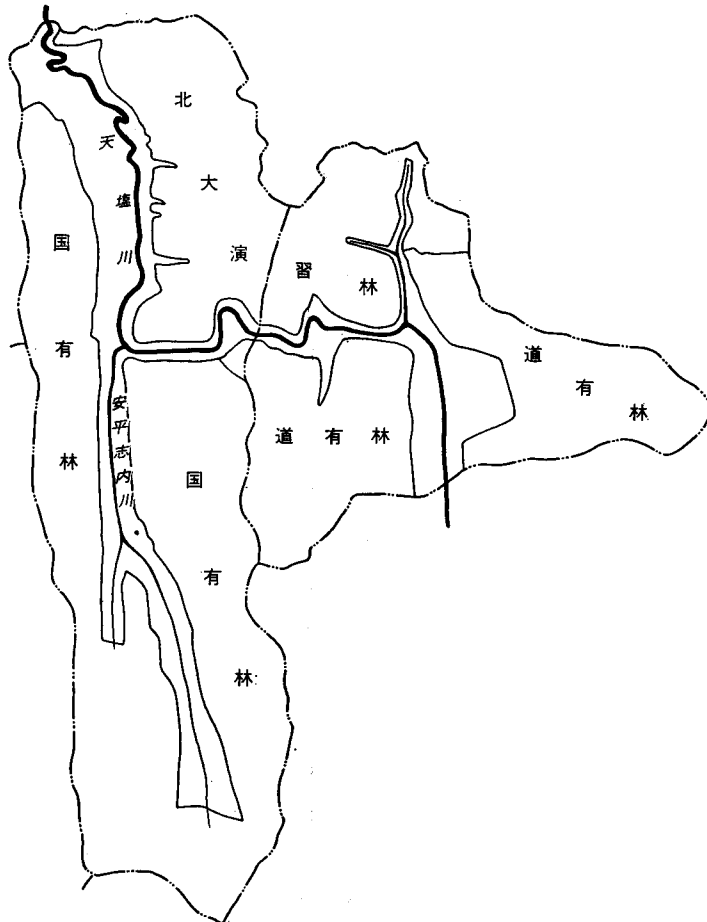
IV. 林業生産の実態と林業労働者の状態

音威子府村，中川町の森林の状態は第19表でみるように，両町村とも85%は森林であり，それとともにこれらの森林の所有は国有林(名寄営林署)，道有林(美深林務署)，大学演習林(北海道大学中川地方演習林)の三者によって大部分が占められている(両町村の森林面積の95%)(第2図)。また国有林，道有林，大学演習林はこの地域における最大の森林所有者であるとともに，森林経営体であり，その外は町村有林と零細な私有林でほとんど生産活動は行っておらず，この地域の林

第19表 所管別森林面積 (ha)

	音威子府村	中川町
総面積	27,454	59,831
森林面積	23,348	50,639
国有林	—	34,606
道有林	15,154	394
大学演習林	7,357	12,487
市町村有林	157	857
私有林	680	2,295

注) 1973「名寄営林署，管内のあらまし」より



第2図 森林所有の状況

業は上記の三者によって担われている。

この章の課題は両町村のいわば独占的な森林経営体である国有林、道有林、大学演習林の経営の現状とそこにおける林業労働者の状態について分析し、この地域における林業生産の役割、および林業と地域住民とのかかわりについて分析することである。それ故、ここではまず国有林、道有林、大学演習林とこれらに関連して活動している製材業者、造林業者の実態を検討し、ついでこれらの諸事業体における労働者について分析していく。なお労働条件その他については昭和48年の調査時のものであり、その後、様々に改善された所もあるが、調査時の数字をもとにのべる。

1. 林業生産の実態

1) 国有林～名寄営林署

名寄営林署は総面積43,178 haで名寄・風連地区と中川町佐久地区の二団地に分かれている。この二団地のうち名寄・風連地区は昭和22年以前に御料林として経営され、佐久地区は北海道国有林として経営され、昭和22年の林政統一により名寄営林署の管轄下になった。佐久地区は中川町西南部の天塩川支流安平志内川流域一帯を中心とした森林で、面積は36,400 haあり名寄営林署管内の84%を占めている。さらに名寄営林署は10担当区があるがそのうち7担当区がこの佐久地区に配置され、年間の総事業量の約80%がこの地区で実行され、名寄営林署の事業の中心地となっている。

名寄営林署管内の森林の状態は広葉樹の比率が高い天然林が主体で全森林の81%を占めており、1 ha当りの平均蓄積は127 m³であるが、里山地帯では早くから伐採が繰返し行われたために粗悪な林相となった所が多い。人工林の面積は6,890 haで、人工林率は16%になり、この地域の森林経営体としては最も人工林化が進んでいるが、III 齢級以下の造林地が77%を占めている。

佐久地区の森林は天然林が主体で、広葉樹が70%近くを占める森林である。この地区は安定度の低い地質で特に安平志内川流域は地すべり地が多く、事業実行上、様々な制約を受けることが多いといわれている。この地区の森林の平均蓄積は1 ha当り、地すべり地帯で112 m³、その他の所で136 m³と云われているが、ここでも里山の便利な森林は伐採が繰返され、粗悪な林分が多い。また林地は全般的に笹等が繁茂し、更新状態は悪く、さらに標高400 m以上ではカンバ類の疎林や更新困難地となっている¹⁾。

名寄営林署の昭和48年度の事業内容をみると第20表の通りである。主な事業についてみるとまず、収穫は立木処分と製品生産の両者で88千m³(うち針葉樹35千m³、広葉樹53千m³)が行われ、ほとんどが佐久地区の森林で伐採されている。製品生産(丸太材積で21千m³)は直営と請負で行われ、それぞれ佐久地区の富和、板谷の製品事業所で実行されている。このほか冬期間のみ人工林の間伐が名寄地区で行われるが生産量は200 m³前後である。名寄営林署に

第20表 名寄営林署昭和48年度事業内容

事業規模		経 営 費		取 入	
取 獲	88,371 m ³	給与諸手当	187,008 千円	立木売払	119,337 千円
立木売払	57,804	事業費	240,218	製品売払	341,086
製品生産	30,513	製品生産	64,231	雑 取	3,809
新 植	518 ha	調査販売	11,288	小 計	464,232
保 育	3,174 ha	造 林	71,221	雑 取 入	14,162
下 刈	2,818	種 苗	16,725		
除 伐	174	林 道	42,199		
そ の 他	182	治 山	34,454		
補 植	40 ha	そ の 他	55,766		
苗木生産	1,027 千本				
林 道		合 計	482,992		
新 設	7.1 km				
修 繕	76.3				
				合 計	478,394

注) 旭川営林局事業統計書より作成

おける伐採量は昭和30年代になってからは年々100千m³を前後していたが48年度からは国有林の「減伐方針」により前年比89%に減少してきている。

育林事業は新植が518haで、その植栽樹種はトドマツ(455ha)を主体にアカエゾマツ(22ha)、カラマツ、ストロブマツなどとなっている。保育作業は下刈が主体である。育林事業も直営と請負で実行されているが、その比率は直営17%に対して請負は83%と圧倒的に多くなっている。種苗事業については名寄市と中川町佐久にそれぞれ10haの苗畑があり、トドマツを主体に1,027千本の苗木を生産しており、このうち約60千本は売払い、残りは自署で消費している。

林道、治山事業では7.1kmの林道の新設を行い、えん堤、床固工事などの復旧治山工事が4カ所で行われている。なお名寄営林署管内の林道はha当り延長2.8mで、総延長122kmのうち65%まで佐久地区に集中している。名寄営林署のこうした諸事業の経費は約483百万円で、収入はほぼ同額の478百万円となっている。

以上のような諸事業を行っている名寄営林署の組織をみると本署は名寄市にあり、4課10担当区で構成され、職員は定員内職員100名、定員外職員110名(常用作業員63名、定期作業員47名)の計210名である。また作業員はこのほかに臨時作業員がいるが、人頭数で6人、延人数でも190人と少く、基幹労働力の固定化、専門化が進んでいる。なお、中川町には7担当区4事業所が配置され、作業員(定員外職員)は76名が配属されている。

名寄営林署は以上のような組織と事業内容をもっているのが、さきにも述べたように事業の大半が中川町佐久地区で行われており、音威子府村、中川町両町村の他の森林所有体の道有林、大学演習林と比較すると、最も大規模な組織をもち、経営が行われている。

ここで、名寄営林署の経営の特徴をより明確にするため、国有林の経営の展開を今少し、

歴史的に検討してみよう。太平洋戦争の敗戦により樺太、満州などの植民地の森林資源を失った我国は、戦後の経済復興のなかで需要の増大した坑木、紙パルプ原料、復興資材などを国内の森林資源で供給する体制を急速に整えなければならなかった。戦後の復興期に続く日本経済の「高度成長」はさらに木材需要を拡大し、国内の森林資源のいっそうの乱伐を進め、さらには昭和35年以降急速に新たに海外の森林資源の獲得を進めてきたことは周知の通りである。

こうした背景のもとで国有林経営は昭和32年国有林生産力増強計画、同36年木材増産計画、同39年林業基本法など一連の政策が樹立され、それに沿って展開してきた。すなわち従来の択伐あるいは小面積皆伐から大面積皆伐、一斉造林に転換するとともに、林道開発による奥地未開発天然林の伐採を拡大し、チェーンソー、刈払機、集材機、トラクター等の機械導入、大型化を進め、さらには除草剤の大量撒布、請負の増大など労働過程の機械化、「合理化」が急速に進められてきた²⁾。それとともに経営方針は従来の「経営案」から「経営計画」、さらには「地域施業計画」と経営単位を拡大し、大規模な集中伐採が行われるようになってきたが³⁾、このことは同時に地域の自然的、社会的諸条件に密着した施業体系の放棄となり、画一的な作業の拡大となった。これら一連の国有林経営の展開は、自然の摂理を無視した形で強行され、その結果、森林の破壊、様々な災害の増加をもたらし、森林の再生産基盤の破壊とともに、「白ろう病」⁴⁾に典型的にみられる労働災害の増加という労働力の破壊につながり、さらには農山村地帯での過疎化の促進となり、その矛盾が拡大してきた。

国有林経営における以上のような生産第一主義、「合理化」の進行のなかで、一方では全林野労働組合をはじめ各地域住民の反「合理化」闘争、自然保護運動が高まり、社会的な問題となってきた。その結果、国有林は昭和47年「新たな森林施業」を公表し、従来の大面積皆伐を縮小し、天然力の活用あるいは生産量の縮小など経営方針を転換せざるを得なくなった。だがしかし、国有林の一連の方針転換もその内容を検討した場合、収穫量の縮小とともに造林、保育などの資源培養の諸作業の後退を含んだものとなっていることなど注意しなければならない諸問題がある。

国有林経営のこうした展開のなかで、我々の分析の対象である名寄営林署の経営はどう変化してきたか検討してみよう。

中川町佐久地区の国有林は第21表に見るように明治42年以来施業案が編成され、安平志内事業区として経営されてきた。昭和33年以降は上川北部経営計画区名寄事業区として名寄営林署管内全てが抱摂された計画が立てられ、さらに同45年以降には上川北部地域施業計画区に組入れられて経営計画が樹立され、現在(昭和48年以降)は第2次地域施業計画が実施されており、昭和30年代以降、計画の変更が多くなり、独立した単位としての施業計画から大きな施業単位の一部としての施業が行われるようになってきている。

これら一連の経営計画の変化のなかで、名寄営林署の戦後段階の主な事業量を推移をみると第22表、第23表の通りである。森林伐採量は昭和30年代に入ると増大しつづけ、48年の

第21表 佐久地区の経営計画

調査年度	名 称	面 積 (千 ha)	期 間
明治 42 年	編 成 案	30.9	明治 44 年～大正 9 年
大正 9 年	第 1 次 検 訂 案	35.4	大正 10 ～昭和 7
昭和 7 年	第 2 次 "	35.5	昭和 8 ～ " 18
" 18 年	第 3 次 "	35.0	" 19 ～ " 24
" 22 年	(非常植伐案)	35.0	" 23 ～ " 24
" 24 年	暫 定 経 営 案	35.1	" 25 ～ " 26
" 26 年	第 5 次 経 営 案	35.0	" 27 ～ " 23
" 32 年	第 1 次 経 営 計 画		" 33 ～ " 37
" 37 年	第 2 次 "		" 38 ～ " 42
" 42 年	第 3 次 "		" 43 ～ " 44
" 44 年	第 1 次 地 域 施 業 計 画		" 45 ～ " 47
" 47 年	第 2 次 "		" 48 ～

第22表 名寄営林署森林伐採量の推移 (単位 m³)

年 度	総 数	立 木 処 分	製 品 生 産 (資 材)
昭和 25 年	60,286	50,447	8,839
27	72,778	62,222	8,566
29	83,611	71,111	12,778
30	58,611	43,611	12,500
31	85,556	63,056	15,000
32	84,167	64,722	22,500
33	77,358	55,147	19,445
34	91,861	57,206	22,188
35	101,183	71,923	34,451
36	104,983	80,103	29,198
37	89,008	62,415	24,633
38	98,125	64,032	26,577
39	111,481	67,014	33,930
40	96,704	55,410	44,467
41	91,335	55,349	41,294
42	92,430	52,440	35,981
43	101,252	63,687	39,988
44	92,787	55,864	37,565
45	98,893	62,298	36,595
46	96,808	59,858	36,950
47	99,462	60,935	38,527
48	88,317	57,804	30,513

注) 1) 旭川営林局統計書より作成

2) 総数には内部振替も含むため立木処分、製品生産の合計のあわない所もある

第2次地域施業計画実施以前までは年間約10万m³の伐採が行われている。これを立木処分と製品生産別にみると昭和33年以降、製品生産の比率が高まってくるものの、全体としてみると伐採量の60%以上が立木処分と占められている。またこれを伐採方法で見ると昭和33年の経営計画以降、皆伐による伐採が増加し、特に昭和38年以降一層増加し、採伐量の90%前後が皆伐方法による伐採が行われるようになってきた。

一方、育林事業についてみると昭和30年代以降一貫して増加してきており、第一次経営計画以降の伐採における皆伐の増加に伴って増加してきたものである。また育林事業の実行形態を直営と請負の区分で見ると最近の動向は第24表の通りであり、請負による実行が圧倒的に多くなってきている。なお育林事業の事業請負の資格要件は「(1)信用確実であること、(2)造林事業に対する認識が深いこと、(3)造林事業の経験が10年以上のもの」が2名、あるいは旧制農林専門学校卒以上

の技師2名をかかえていること。もしくは、その程度の技術を有すると認められること。」のうちいずれか一項目に該当すれば良く、非常に幅広くなっており、その結果様々な業者によって行われている。現在名寄営林署の育林事業の請負業者は地元2業者、その他2業者となっており、このうち3業者は製材業者で、残りは土木建築業者となっている。

第23表 名寄営林署育林事業量の推移(単位 ha)

	新 植	保 育	天然下種更新
昭和25年	104	706	1,400
27	208	933	832
29	165	1,210	850
30	113	1,010	976
31	129	1,338	507
32	194	765	766
33	203	1,049	331
34	199	2,395	44
35	288	2,106	—
36	270	2,023	167
37	322	2,808	602
38	305	2,370	258
39	340	2,741	222
40	340	2,666	226
41	360	2,941	311
42	399	2,896	481
43	454	3,772	—
44	502	3,604	356
45	528	3,251	249
46	559	2,886	454
47	368	2,274	519
48	518	3,174	670

注) 旭川営林局事業統計書より作成

第24表 名寄営林署育林事業実行形態の推移

(単位 ha)

	地 拵		植 付		下 刈	
	直 営	請 負	直 営	請 負	直 営	請 負
昭和44年度	151	343	141	360	1,010	1,972
45	155	374	165	364	673	2,000
46	190	377	178	381	639	1,556
47	93	260	158	210	971	803
48	138	370	90	428	837	2,125

注) 名寄営林署資料

名寄営林署はこのような経営の推移のなかで、さきに述べたように、現在、上川北部地域施業計画区に組入れられ、第2次計画が実施されている。この第2次地域施業計画は「立派な森林をつくり、その機能を有効に活用することを基本計画」⁵⁾とし、その具体的な重点事項としては(1)皆伐作業の適正な実施、(2)択伐対象林分への天然更新補助作業等の導入、(3)優良広葉樹の生産、(4)保健休養機能の増進をあげている。批判の多かった大面積皆伐については「皆伐面積の縮小、保護帯の強化ならびに保残木作業の積極的な導入」⁶⁾をうたっているが、その内容は「公益的機能の調和を図り」⁷⁾、「皆伐区の周辺および保健休養的に利用される道路の沿線等には必要な森林を保残」⁸⁾し、一伐区面積を10~20 haとしている。また択伐作業については「択伐即更新完了とする施業方法では、ますます疎林化を助長することになる」⁹⁾ため、天然更新補助作業を実施することとしている。

これら第2次地域施業計画における方針は、従来の施業方針が自然の破壊、林地の破壊を伴ったものであったという社会的な批判を認めたものであると云えるが、本計画区全体の各事業の指定量をみると前期の計画に対して、伐採量34%減とともに、造林の35%減、下刈の13%減、林道新設の28%減となっており、その基本的な姿勢には何ら変更がないものとなっており、危険な性格を内包していると云える。

名寄営林署はこの第2次地域施業計画をうけて、「林業経営基盤の整備拡充と資源内容の充実に重点をおき、特に未済地の早期解消、林道網の充実に、林地保全のための治山事業の推進、粗悪林分の改良(森林資源充実に)等人工造林地の保善育成とあわせて林力の増強につとめる」¹⁰⁾ことを基本方針として各種事業を行っている。

これまで名寄営林署の経営の歴史、生産の実態を見てきたが、その特徴的な諸点を整理してみよう。

名寄営林署はこの地域の森林経営体としては最大の経営規模と組織を有している。特にその組織においては作業員を定員外職員として常用、定期という雇用形態のもとに組織し、基幹労働力の一定の確保を図り、直営の労働組織を確立している。またそれとともに生産過程においては一定の機械装備を持ち、機械化、「近代化」を進めてきている。このような直営部門の確立がみられる一方で、事業実行形態においては請負実行が多くなりつつあり、資本主義的な合理化が急速に進められてきているのである。すなわち、ここにおいては資本主義的な生産関係が確立されてきており、それとともにその経営規模、内容など、この地域においては社会的にも、また経済的にも大きな役割を持ちつつ経営が展開されているのである。

注) 1) 上川北部地域施業計画. 第2次地域施業計画書, p. 235, 旭川営林局, 1973.

2) 秋葉理史「戦後日本資本主義と資源問題」経済 No. 125, 1974.

3) 鷲尾良司「国有林野論」(塩谷・黒田編『林業の展開と山村経済』御茶の水書房, 1972, 所収).

4) 「白ろう病」=振動障害の被災者の実態について、現在のところ十分な調査はまだなされていない。全林野労働組合によると、国有林では1972年現在、機械使用作業員約14,400人のうち約40% 5,730名がこの振動病の症状を訴えている。民間労働者に関しては、検診すら十分に行われていな

いのが実態であるが、機械使用者の1/3~1/2の者は治療を要する段階にあるといわれており、いわば『『底なし』の実態』(北海道新聞)となっているのである。

- 5) 前出 1), p. 48.
- 6) 前出 1), p. 48.
- 7) 前出 1), p. 87.
- 8) 前出 1), p. 87.
- 9) 前出 1), p. 48.
- 10) 「管内のあらまし」名寄営林署, 1973.

2) 道有林～美深林務署(音威子府支署)

美深林務署の所管森林は美深町、音威子府村、中川町の三町村にまたがり、天塩川をはさんで兩岸の国境尾根までの山岳林で総面積約 64,400 ha で、町村別の森林面積では美深町約 49,600 ha と大半が集中し、音威子府村は約 14,400 ha、中川町約 400 ha となっている。美深林務署は道有林のなかで最北端に位置するとともに、全道 18 林務署中最大の森林を管理している。

美深林務署の前身は公有林で大正 9 年、国有林より移管され、名寄森林事務所の所管となった。その後、昭和 17 年美深森林事務所となり、同 22 年には道有林名寄林務署美深事業所、同 24 年から現在の美深林務署となった。美深林務署の森林のうち音威子府村、中川町に所在する森林は昭和 44 年までは咲来事業区と物満内事業区に分割され、それぞれに咲来駐在所、音威子府駐在所がおかれ、管理されてきたが、44 年両者は統一され、新たに音威子府支署が創設され、両町村の森林全般の管理経営がなされるようになった。

美深林務署の森林の状況をみると総蓄積 6,941 千 m³ (針葉樹 1,963 千 m³、広葉樹 4,978 千 m³) で ha 当り蓄積は約 120 m³ であるが、広葉樹が全体の 72% を占めている。森林の 60% は天然林で、このほか施業対象外となっている未立木地が 16 千 ha と林地の 1/4 近くを占めている。また美深林務署の事業の中心地である仁宇布地区の森林の蓄積は高く、ha 当り 160~200 m³ の蓄積をもって天然林も存在する。人工林は 9,700 ha で人工林率は 14%、樹種ではトドマツが圧倒的に多く、次いでアカエゾマツ、カラマツなどであるが、造林地の 80% 以上は昭和 30 年以降の植栽によるものである。音威子府支署管内の森林も他と同様に広葉樹の優先した混交林が多く、一部分蛇紋岩地帯にはアカエゾマツ純林が成立している。

美深林務署の組織は本署を美深町におき、6 課 1 支署 4 事業所で構成され、職員は 76 名で、ここでは国有林のように直用労務組織はもっていない。(ただし、苗畑作業のみ直営で実行している。)この組織機構のうち支署は道有林唯一のものである。この支署の設置の目的は美深林務署が全道第一の広大な林務署となっているため、「事業量を分轄し、その負担軽減を図ってより積極施業を実施する」¹⁾ ことと、厳しい自然条件下にある「亜寒帯林業の技術開発を行い、その成果を広く道有林の経営に役立たせる」²⁾ ためとしている。音威子府支署の管理面積は音威子府村 14,402 ha と中川町 392 ha の計 14,792 ha で、その総蓄積は 1,628 千 m³ である。なお管理森林面積中、約 2,500 ha は土砂流出防備林などの保安林に指定されている。

音威子府支署は現在職員 10 名 (発足当時は 13 名) で管理経営をしているが、その機構をみると、「地域分担制」をとっている。これは「支署管内を 3 地域に区分担当し、それぞれ少数の職員で、経営計画、造林、収穫調査販売、製品生産、治山、林道、経営試験等森林の施業に関する一切の業務を総合的に分掌し、事業別縦割制度のへい害をあらため、管内の複雑な森林環境に処して、幅広い観点から適時適切な施業を実施する」³⁾ことをめざしたものであり、ここではさらに分担地域ごとに重点事項を決めて各種事業の実行を行っており、この支署独特の機構である。

美深林務署の昭和 48 年度の事業内容をみると第 25 表の通りである。主な事業についてみると、まず木材伐採量は 154 千 m³ で、このうち立木処分によって行われるものは 106 千 m³ (針葉樹 29.3 千 m³, 広葉樹 76.3 千 m³) で全伐採量の 2/3 以上に達しており、製品生産によって行われるものは 48 千 m³ (丸太材積 34 千 m³) で、これは全て請負生産によって行われている。またこの木材伐採の多くは美深町仁宇布等を中心に行われ、音威子府支署管内での伐採量は約 25 千 m³ である。育林事業は 443 ha の新植が行われ、そのほか改植 31 ha, 天然林への植込み 36 ha が行われ、保育作業では人工林下刈 5,534 ha と天然林撫育 85 ha の計 5,619 ha の保育関係の作業が行われている。種苗事業については、美深町に 19 ha の苗畑があり、トドマツ、アカエゾマツを主体に約 65 万本の苗木を生産している。なお音威子府には 3 ha の苗畑をもち、美深の苗畑より幼苗を移し、支署管内の新植に使用している。林道事業については自動車道と低規格の簡易な事業道の新設を約 15 km 行っている。林道の総延長は 134 km でこのうち自動車道は 75 km あり、ha 当りの林道密度は 1.1 m であるが、事業道等を含めると ha 当たり 7.1 m と林道密度は高い。

美深林務署では以上のような諸事業を実行しているがその労働力についてみると、48 年

第 25 表 美深林務署昭和 48 年度事業内容

事業規模		経 営 費		取 入	
収 穫	151,528 m ³	事 業 費		立木売払	478,264 千円
立木売払	104,841	製品生産	79,626 千円	製品売払	482,437
製品生産	46,687	育 林	179,094	副 産 物	1,630
新 植	444 ha	種 苗	31,041	そ の 他	2,760
改 植	31 ha	林 道	194,935	小 計	965,091
保 育	5,619 ha	そ の 他	73,473	そ の 他	247,785
人 工 林	5,534	そ の 他	49,274	合 計	1,212,876
天 然 林	85	合 計	607,443		
苗 木 生 産	646 千本				
林 道					
車 道 新 設	7.7 km				
事業道新設	7.5				
維 持	94.7				

注) 道有林野事業統計書 (昭和 48 年度) より作成

度雇用延人数は12,985人であるが、これを事業別にみると種苗事業が7,959人と圧倒的に多くついで育林、収穫事業などとなっている。またこれらの作業員の雇用期間をみると、失業保険の適用対象となる6カ月以上継続して雇用される人頭数は種苗事業37人（うち女子35人）と製品生産事業1人（女子）のわずか38名にすぎず、残りは大半が31日未満の短期的な雇用にすぎない。美深林務署の諸事業量からみるとこの雇用労働力は極端に少く、種苗事業以外の諸事業はほとんどが請負によって実行されているのである。また美深林務署における機械装備の状態をみると自動車以外は苗畑関係の機械類を所有するにすぎず、さきにもた名寄営林署とは大きな相違があり、ここに美深林務署の経営の大きな特徴がみられる。

美深林務署においては以上のような諸事業を約607百万円の経費で実行しているのが特に事業費においては育林関係の事業、林道事業という経営基盤の整備の経費が大きいことが特徴的である。こうしたなかで収入は約1,212百万円に達しており、先にみた国有林に比べてその経理内容は極端に良い状態となっている。

なお、美深林務署の48年の諸事業のうち支署管内で行われた事業は次の通りである。伐採は約25千 m^3 でこれはすべて立木処分で行われており、伐採種別にみると皆伐によるもの30%、択伐によるもの70%となっている。育林事業では新植が31ha、地拵37ha、保育436haで、新植には天然林への植込みも含まれている。種苗事業はさきにも述べたように美深町の苗畑より移植した幼苗を床替二回後、山出しし支署管内の新植に使用しており、樹種はほとんどがアカエゾマツである。林道事業ではm当りの単価230円の低規格の簡易事業道を約7km新設している。音威子府支署の労務については苗畑の作業員女子5人と収穫調査等の短期的作業にのみ直接、作業員を雇用するだけで、このほかの諸事業は全て請負で行われている。この事業請負と立木処分を一括して行っているものは音威子府村の林産企業協同組合（後述）で、いわば支署専属の労務組織となっており、育林事業などにおいては支署の方針が十分に反映される形態になっている。なお支署におけるこれらの事業の経費は総額約20百万円程度であるが、育林等は本署で契約が行われたため、支署独自の事業経費は約6百万円位であり、収入は立木処分の約120百万円である。

美深林務署全体および音威子府支署の事業内容は以上のようなものであるが、ここにおける経営の特徴をみるため、道有林全体の経営の展開を今少し検討してみよう。

道有林の歴史は明治末期からの模範林及び地方費公有林の創設によって始まるが、道有林として統一されて経営が行われるのは昭和26年、公有林特別会計と模範林特別会計が一本化され道有林経営基本計画が樹立されてからである。この基本計画は「戦時、戦後の過伐と造林不振のため蓄積の量的質的低下甚だしく⁴⁾なり、それと同時に木材需要はパルプ産業、石炭産業などを中心に針葉樹需要が増大し、従来の資源保続的な森林経営では供給がおいつかなくなり、積極的な資源増強策＝増伐体制がとられたものである。その内容をみると「第一に国土保安上、許される限度内で出来るだけ樹種改良を実施して針葉樹資源の増殖をはかり、第二に

未利用広葉樹の合理的利用の方途を見出し、第三に林道網の拡充による木材利用の集約化と奥地林を開発⁵⁾するという皆伐一斉造林、林道開設による木材増産体制の確立および経営の「合理化」を旨とするものであった。この計画は昭和27年から実施されたが、昭和29年の15号台風による大被害、さらには急速に成長をとげた紙パルプ資本の木材需要の拡大のなかで再検討が迫られた。

昭和32年国有林の生産力増強計画に対応して道有林においては道有林林力増強計画がたてられた。この計画は「現在の資源を合理的、経済的に使用運営し、現在より一層木材生産力を増強することを経営原則の第一とし⁶⁾、さらに「林力増強に必要な資本は当然特別会計の下において、内部的に獲得⁷⁾しようとするものであり、その結果、施業の中心は大面積皆伐の作業法がとられ、道有林62万haのうち26.5万haが林力増強林分に繰入れられた。

昭和37年から第二次林力増強計画が実施され、日本経済の「高度成長」により、飛躍的に増大した木材需要に対応すべく、一層生産力の拡大をはかるとともに経営の近代化、「合理化」がおしすすめられた。それは「皆伐基準の緩和による作業級の増加⁸⁾をはかり、面積で約4万haの森林が新たに皆伐作業級に繰入れられ、大面積皆伐作業が強力にかつ広範に行われる結果を生みだした。

この第一次、第二次の林力増強計画の実行結果をみると第26表のようになり、伐採量は計画比117%、造林面積は計画比86%と植伐の不均衡が大きくなり、この計画の性格の一端を明白に示している。またこの計画の実施期間の10年間において、大面積皆伐一斉造林が広範にすすめられる一方で、カラマツ先枯病をはじめ造林地では各種の気象害が発生し、自然条件の無視した作業法の矛盾が拡大するとともに、財政的には昭和37年の金融引締め、貿易自由化などの影響による木材市況の低迷が続き、昭和38年度道有林野事業財政再建計画がたてられた。

その後昭和41年度道有林経営5カ年計画が策定され、昭和42年から実施にうつされた。この計画の骨子は(1)林分生長量の増大、(2)生産基盤の確立、(3)事業合理化の推進などで、従

第26表 道有林林力増強計画と実行の対比

	第1次計画(昭和32~36年度)			第2次計画(昭和37~41年度)			通算 実行率 (%)
	計 画	実 行	比 率 (%)	計 画	実 行	比 率 (%)	
伐 採 量(千m ³)	5,611	6,817	122	6,242	7,011	112	117
造 林 量 (ha)	25,504	23,834	93	30,986	25,088	81	86
保安林改良 (ha)	—	183	—	—	1,004	—	—
天然下種補整(ha)	10,684	15,539	145	11,780	10,672	91	116
林 道 (km)	347.4	190.6	55	241.5	219.5	91	70
事 業 道 (km)	—	—	—	25.5	159.7	626	626

注) 「道有林最近10年のあゆみ」p.27より引用

来の皆伐作業級面積を縮少し(前計画比71千ha減)、天然林施業を拡大しつつ、事業の機械化、省力化をすすめて「作業仕組の合理化によって、労務雇用の減」⁹⁾少をめざしたものであった。だがこうした計画の変更も、その基本的な性格はそれまでの計画を踏襲したものであり、生産性の向上を一層の「合理化」によって達成しようとしたものであった。このような国有林と基調を同じくした「近代化」、「合理化」の名のもとでの画一的な作業法や、除草剤の大量散布などは森林に対してのみならず、人間に対しても様々な悪影響をもたらし、社会的な批判が高まり、再検討を余儀なくされ、昭和47年「公益性と経済性の調和」を掲げた新たな計画～第二次道有林5カ年計画が策定された。これは従来の大面積皆伐作業という自然無視の画一的作業法から小面積皆伐、带状皆伐作業への転換、天然林施業の大幅な導入などを打出したものである。

美深林務署の経営は道有林のこのような一連の経営方針のもとに展開してきたが、音威子府村、中川町に所在する森林に対する経営計画は大正9年以来、咲来事業区、物満内事業区の二つに分けられ編成されてきたが、昭和38年以降は美深経営区に包摂されて経営計画がたてられている。

戦後の道有林経営の展開のなかで、美深林務署における主な事業の推移をみると第27表、第28表の通りである。

第27表 美深林務署、伐採量の推移

(単位 m³)

	総計	立木処分				製品生産			
		合計	皆伐	択伐	その他	合計	皆伐	択伐	その他
昭和29年	82,689	67,339	32,904	34,855	—	15,350	—	15,350	—
30	123,711	85,175	38,516	46,604	54	38,537	—	38,537	—
31	90,704	74,912	23,846	47,330	3,736	15,792	—	13,600	2,192
32	112,227	84,224	50,546	33,677	—	28,003	2,203	25,799	—
33	136,384	105,380	66,008	39,041	329	31,003	14,633	24,956	—
34	140,510	114,641	71,488	43,030	123	25,870	8,900	16,970	—
35	158,553	129,902	47,621	46,033	36,248	28,651	16,073	12,269	309
36	130,002	104,764	70,764	2,644	31,356	25,238	4,185	21,053	—
37	129,390	108,670	70,793	20,699	17,178	28,720	20,544	8,176	—
38	129,512	100,340	97,520	—	2,820	29,172	29,172	—	—
39	130,926	103,835	92,516	—	11,319	27,091	27,027	—	64
40	143,005	115,990	92,749	—	22,775	27,015	27,015	—	—
41	152,412	122,927	60,529	33,881	28,401	29,485	—	29,485	—
42	154,271	114,111	50,305	33,257	28,960	40,160	1,241	37,916	1,003
43	147,943	108,138	38,704	29,454	39,461	39,805	10,254	19,731	9,820
44	148,148	105,828	30,916	39,363	35,549	42,320	19,032	15,802	7,486
45	146,412	104,082	33,631	45,748	24,724	42,330	16,371	21,334	4,625
46	156,460	111,195	39,879	37,688	9,051	45,265	21,189	10,494	5,831
47	157,196	102,052	34,050	36,642	9,358	55,144	19,416	34,174	982
48	151,528	104,841	21,224	66,851	16,766	46,687	3,191	40,258	3,238

注) 1) 道有林野事業統計書より作成 2) その他は間伐、支障木、被害木などである

第28表 美深林務署, 育林事業の推移 (単位 ha)

	新 植	保 育	天然林更新	天然林保育
昭和29年	254	1,041	411	—
30	314	1,679	97	34
31	315	1,781	69	272
32	387	1,677	30	224
33	308	2,467	—	17
34	454	2,698	—	60
35	419	3,290	—	64
36	429	3,643	—	64
37	481	5,017	—	15
38	354	4,455	—	—
39	369	3,812	26	5
40	360	4,732	20	55
41	438	4,261	41	15
42	578	3,898	100	50
43	291	1,739	116	19
44	636	4,891	208	5
45	660	4,671	—	—
46	606	5,028	91	—
47	539	5,426	60	29
48	443	5,534	286	84

注) 1) 道有林野事業統計書より作成

2) 天然林更新は植付, 下種等の面積である

伐採量についてみると昭和25年～29年の年平均伐採量は76千 m^3 であったが, 昭和30年以降急速に増加してきている。すなわち昭和32年～36年の第一次林力増強計画期の平均年伐採量は135千 m^3 , 昭和37年～41年の第二次林力増強計画期のそれは137千 m^3 , 昭和42年～46年の第一次道有林5カ年計画期には150千 m^3 , 昭和47年以降は154千 m^3 と新たな計画が策定されるごとに年々の伐採量は増加し, 最近の伐採量は昭和20年代の約2倍に達している。この伐採量の推移を処分別にみると昭和30年代の林力増強計画期間には製品生産は伐採量の20%以下に低下し, 昭和40年代に入ると, 少し増加し30%前後になっているが, 主体は立木処分によって行われている。また作業種ごとにみると昭和30年代は皆伐が圧倒的に多く, 特に昭和38年～40年は全伐採量が皆伐によって実行されている。その後道有林5カ年計画実施により, 皆伐は減少し, 択伐の比率が漸次高くなってきており, 第二次道有林5カ年計画以後は皆伐は急速に減少してきた。

育林事業の推移をみると, 昭和30年代は伐採における皆伐作業種の増加につれ, 新植面積は拡大してくるが, 天然林施業などの緻密な作業は放棄される。その後昭和40年代になると新植面積はピークに達し, 減少してくるがかわって天然林に対する植込み, 下種補正などが

増加し、下刈等の保育作業も増加してきている。

以上のように道有林の経営の展開、美深林務署の経営の展開はさきにみた国有林の戦後の展開と同様に生産力増大＝伐採量の拡大が貫徹されてきた。また、そうした展開の矛盾が拡大するなかで、昭和40年代後半にいたり、新たな方向転換をはかっているのである。美深林務署における経営の展開、あるいは事業の内容は、これまでみてきたとうりであるが、そのなかでも特徴的なことは、昭和30年代半ばの生産拡大の時期において、直用の労務をほとんど切りすて、諸作業は全面的に請負化し、それとともに機械装備なども自己所有せず、「合理化」を進め、土地所有を軸としたいわば地主的経営を徹底的に推進してきたことである。またそうした中においても、事業内容でみたように、育林、林道などという経営基盤の一定の整備を進め、さらに地域の中小業者の組織化を通し、自己の論理が貫徹できる体制を整えてきているのである。

美深林務署の経営規模は全体としてみると、名寄営林署より大きいのが、経営の中心は美深町であり、支署管内の事業規模は小規模なものにすぎないが、国有林が中川町に対して有していたと同様、音威子府村においては一定の役割を持っている。

注) 1) 美深林務署音威子府支署。管内概要、昭和48年。

2) 同 上

3) 同 上

4) 北海道「道有林五十年誌」p. 86, 昭和31年。

5) 同 上 p. 87.

6) 北海道「道有林最近十年のあゆみ」p. 23, 昭和43年。

7) 同 上 p. 23.

8) 同 上 p. 26.

9) 同 上 p. 33.

3) 大学演習林～北大中川地方演習林

北大中川地方演習林(以下単に北大演習林)は総面積18,938 haで、音威子府村と中川町の両町村にわたって所在し、このうち2/3は中川町に含まれている。北大演習林の森林は天塩川とその支流音威子府川にはさまれた山岳林である。

北大演習林は明治35年、内務省所管の国有林を札幌農学校に移管し、基本財産に編入し、札幌農学校第二基本林として創設されたものであるが、現在は北大農学部付属の教育施設として、大学における研究教育に利用するために管理・経営されている。それ故、大学演習林は森林経営体であると同時に研究教育機関としての性格も当然持って運営されている。ここでは前回の報告と同様、森林経営体としての側面に焦点をしぼり、研究教育機関としての側面は必要に応じて述べていく。

森林の総蓄積は3,345千 m^3 で、このうち60%は広葉樹で占められている。1 ha当りの蓄積は175 m^3 とこの地域の森林では最も蓄積が高く、道内の北大演習林のなかでも最大の蓄積となっている。だが、質的な面から森林の状態をみると蛇紋岩地帯が中心部に広がり、地すべ

り地が多く、また広葉樹の疎林が点在している。人工林面積は古い山火事跡地の造林などを主体に 700 ha ほどであり、人工林率は 4% にすぎず、過去の粗放な経営もありかならずしも質的には良い状態ではない。しかしながら、演習林の森林には温帯系の樹種と北方針葉樹林帯系の樹種が混交した天然林が比較的良い状態で残されている部分もあり、今後の森林経営や研究教育上の条件はある程度確保されていると云えよう。

このような自然的条件のなかにある北大演習林の事業の内容を昭和 48 年度の数字でみると第 29 表の通りである。

第 29 表 北大中川地方演習林昭和 48 年度事業内容

① 事業規模		② 経営費		③ 収入	
立木売却	41,510 m ³ (草地予定地 39,042 m ² 含む)	種苗費	282 千円	素材	108,558 千円
製品資材	12,422 m ³ (製品材積 8,571 m ³)	育林費	6,516	立木	218,554
計	53,932 m ³	調査費	601	小計	327,112
新植	14 ha	土木費	32,561	土地貸付料	82
保育	168	素材生産費	31,099	物品売払代	2
天然林撫育	100	産物処分費	4,867	弁償金	270
車道新設	12,240 m	学生実習費	752	延納利息	4,203
歩道新設	2,844	事業共通費	10,900	小計	4,557
車道手入	84,736 m	小計	87,578	合計	331,669
歩道手入	55,475	管理費	11,931		
		研究費	1,719		
		旅費	2,528		
		その他	2,472		
		計	106,228		

注) 演習林調べ

伐採量は 53 千 m³ でこのうち立木処分で 41 千 m³、素材生産は 12 千 m³ の資材で 8.5 千 m³ の丸太を生産している。素材生産については試験地やそのほかの小規模な造材など 500 m³ 前後が直営で生産されたが、残りはすべて事業請負で冬期間におこなわれた。なお立木処分による伐採量のうち 39,042 m³ は中川町で計画されている大規模草地予定地が演習林内にあり、その森林を伐採したものであり、通常は 15,000 m³ を前後した伐採量 (昭和 47 年度で 16,200 m³) である。

育林事業は新植が 14 ha、下刈つる切等の保育作業は 168 ha 行われ、このほか天然林撫育作業 (不良木伐採、つる切り、枝打ち、地表処理) が昭和 45 年度から行われ、48 年度は 100 ha 実施された。なお苗木については名寄市にある北大育種試験場で生産されたものを使用し、第 29 表にある種苗費は旧苗圃の維持管理に使用された経費である。林道事業については作業道 12,240 m と歩道 2,844 m が新設され、それとともに既設の車道、歩道の維持修繕が延長 140 km 行われている。現在林道の総延長は約 100 km で ha 当りの林道密度は 5.6 m になって

いる。また演習林においては治山事業等は一切行われていないが、これは文部省の積算に加えられていないためであり、現在は支庁による治山事業が行われているにすぎない。なお48年度の土木経費は32,561千円となっているが、このうち直接経費は14,324千円で残りはブルドーザーの新規購入、前年度の災害の復旧工事に付帯したものなど臨時的経費が加わった結果である。演習林においては以上のような事業を106百万円の事業費で行い、327百万円の収入をあげている。ただし、48年度の事業のうちには、大規模草地予定地の伐採、災害復旧工事など臨時的な事業量が増えているため、経費、収入とも通常より増大している。

北大演習林の組織についてみると定員内職員15名、定員外の非常勤職員(通年雇用)14名の計29名で、さきにみた事業を行っている。なおこのうち定員内職員2名、非常勤職員4名は中川町にある作業所に配置され、中川町管内の演習林における通常的な作業を行っている。

演習林の事業内容はこれまでみてきた通りであるが、さきにみた国有林、道有林と比較すると、その森林面積のわりには組織も経営規模も非常に小さなことが指摘される。またその経営の内容をみると伐出経営的な性格がつよいとともに伐採量に対して造林面積が年間14haと極端に少く、天然林の施業を中心に行われているとは云え、粗放な経営の状態にあると云える。このことはある意味では大学演習林の基本的性格に制約を受けることが大きいこととともに、歴史的にも大学という枠内でのみの展開に安住してきたため、新しい社会的な諸情況に対応する条件が確立されなかったためと考えられる。

現状の演習林経営は森林経営体として、さらには大学の研究教育機関としての条件が確立されず、その役割を十分にははたしえない状態のまま展開しているが、ここで歴史的に経営の展開を少し検討してみよう。

演習林において経営計画が初めて立てられたのは明治44年で、全林地を12林班に区分した非常に大まかな仮施業案が編成された。その後はこの仮施業案を基礎に、全林地を5事業区に区分し、それぞれに施業案が編成されてきた。これらの施業案ではいづれも択伐作業級が中心におかれ、造林事業は山火跡地や試験的に行われるのみで、伐採を主体とした経営が長く行われることになった。大正2年から林内農耕地への植民者の入植が行われ、演習林事業の労働力の確保をはかり、各種事業はこの林内植民者と、近郊の農家の労働力によって直営の生産形態がとられた。こうした状態が昭和38年まで継続し、この間の演習林の経営は前近代的な地主的な性格が色濃いものであった。

昭和38年～39年には演習林の「民主化」運動¹⁾が起り、林内植民制度という前近代的な制度は解体されるとともに、演習林の諸事業においても一定の「近代化」が進められた。すなわち労働過程に各種の機械類が導入されるとともに、生産基盤の整備が進み、従来の地主的経営からより資本主義的な生産形態に移行しはじめ、その過程で素材生産事業は全面的に請負に切りかえられ、「合理化」が進められてきた。その後演習林の諸事業の実行は請負事業以外には地域の半農半労型の労働力を臨時的に雇用して進められてきたが、III章でみたごとく地域

の農業の変貌とともに、労働力人口は大きく減少し、また質的にも変化をきたし、演習林の経営も新たな転機を迎えた。その結果、44年以降、基幹労働力の確保、固定化をめざし、作業員の非常勤職員化を進めてきたが、十分な状態には達していない。

この地域において北大演習林は歴史的には最も早く森林経営が開始され、例えば素材生産事業は大正3年から、造林事業は大正4年からと道北一帯でも最も早くから行なわれながら、現在ではある意味では最も遅れた経営が行われていると云える。この理由についてはもっと詳細な分析をしなければ明らかに出来ないが、この地域のなかで森林の状態が最も良い状態に保たれていることを皮相的に云うならば、社会的に対応する能力を持ち合せなかったこととともに、大学という名の壁に囲まれていた結果であり、かならずしも積極的な経営の結果ではないのである。現在、北大演習林は教育・研究施設としての条件整備を主眼としつつ、天然林における技術体系の確立を目標にすえて、経営を進めつつあるが、地域のなかでの森林所有体、経営体としての存在とあわせて、その具体的な展開の方向を見出し得なっていると云えよう。これは演習林という組織内部の諸問題とともに、林学という学問自体が、現実の生産の場から遊離し、極端に細分化していく結果の混迷であるとも云えよう。

注) 1) これは林内植民の解体という面では一定の成果をあげることが出来たが、演習林内部においては、職員、作業員の意識変革を伴った下からの民主化運動には発展せず、管理者的立場の人間の配転と、演習林運営の形式的な変化という、不十分な運動に止まったものであった。

4) 林業関連企業

音威子府村、中川町における森林経営体はこれまでのべてきた国有林、道有林、大学演習林の三者であるが、地域の林業生産を分析する場合、これらに関連する諸企業についても当然検討しなければならない。ここにおいてはこれまで述べてきた三者に大なり、小なり関係する企業についてその概略をのべる。

この地域の林業に関連する業者は第30表にみるように、製材業者、素材販売業者、造林、造材の請負業者など9業者である。これらの業者はおしなべて規模は小さいものが多い。以下各業者ごとに概観していく。

第30表 音威子府村、中川町の林業関連業者一覧

業者名	本社所在地	創業年月	資本金 (百万円)	事業内容	職員数	作業員 数	備考
A	音威子府	昭和28年11月	2	製材, チップ	4人	8人	協同組合
B	〃	27 6	2	製材, チップ	2	20	
C	〃	9 5	3	素材販売	1	—	
D	〃	38 9	1	造林, 造材, 土木	2	18	
E	中川	26 2	8	製材, チップ	7	33	
F	札幌	18 4	10	製材, チップ	6	21	
G	中川	22 9	1	製材, チップ, 造林	4	20	
H	〃	36 8	6	建築, 造林	3	47	
I	〃	45 7	?	造林, 造材	4	18	

A, Bはほぼ同時期に設立されているが, Aは兄弟で会社を営み, 年間製材約3,000 m³, チップ約500 m³の小規模な生産を行っている。ここでは製材原木は道有林にはほぼ全面的に依存し, 一部大学演習林から購入している。Bは年間約3,000 m³の製材を行い, 他業者の賃挽も行っている。Bにおけるチップ工場は昭和45年, 音威子府村のA, B, Cの三業者と中頓別町の製材業者が共同で, 音威子府村, 国策木材の援助のもとに設立したものである。これは山村振興対策事業の一環として行われ, 音威子府林産株式会社という別組織となり運営され, 年間約10,000 m³のチップ生産を行っているが, 会社運営は実質的にBが行い, その作業員もBのものが兼任している。

Cは戦前期よりこの地域で造材業を開始した業者であるが, 現在の経営者が引継いだ後は, 直接造材事業は行わず, 素材の販売のみを年間約3,000 m³を行っている。Cはこの外にDの役員あるいは前述の林産企業株式会社の役員等をしている。

Dは昭和38年, 道有林の地元業者の育成という指導のもとに中小企業等協同組合法に基づいて, A, B, Cの三業者が設立したもので, 正式名称は音威子府林産企業協同組合である。これは従来前記三業者が個々に道有林より立木, 素材の買受けや事業請負を行っていたものを道有林の指導で共同化させ, 一括して買受け, 事業請負をさせるようにしたものである。現在は音威子府支署の造林事業, 林道事業をほぼ全面的に請負い, 道有林の専属業者として機能している。この事業請負のほか, 道有林の立木売払を年間約16,000 m³~20,000 m³買受け, 造材, 販売するとともに, 素材買受を三業者の共同購入の形で行い, その他音威子府村の保安林改良事業や小規模な林道事業などを行っている。Dはこうした事業を専任職員2名と現場監督を兼ねる作業員を含め18名の専属作業員で実行している。

Eは昭和8年造材業者として出発し, 昭和25年から製材工場を操業し, さらに45年にはチップ工場を設立し, 現在は製材業のみ行い, 年間製材, チップそれぞれ約10,000 m³の生産を行っている。ここでは原木を国有林と大学演習林より購入している。

Fは昭和18年製材工場(昭和2年創業)を買取り, 事業を開始したものである。これ以前は天塩町で造材, 製材事業に従事してその後呉服屋を営んでいた。昭和27年には本社を小樽に移し中川町と小樽市で製材工場を営みしたが, 現在は札幌に本社をおき, 工場は中川町だけで操業している。ここでは針葉樹製材を専門にして年間約15,000 m³の生産を行い, チップ生産は昭和36年から開始し現在年間約11,000 m³行ってこれらの原木は国有林, 大学演習林より購入している。なおFは立木買入の一部分は冬期間直営で生産を行っている。

Gは昭和22年三人共同で製材工場を操業したが, 一時これより離れ製粉, 製めん工場を営んでいた。その後31年から再度共同で製材工場の営みを開始し, 35年から独立し新たに会社を設立して本格的な操業を開始した。Gは製材工場のほか昭和40年頃より国有林の造林請負を行い, 作業員14~15名で行ってきたが, 45年この造林請負事業部門を独立させ, 現在はIに引継がれている。製材工場の年間生産量は約8,000 m³で, この原木は国有林, 大学演習林,

その他から購入している。

Hは昭和36年に建築業者として設立されたものであるが、間もなく国有林の造林事業の請負も行うようになり、現在では年間の事業量130百万円中の3~4割は造林請負が占めている。Hにおける造林事業の請負は国有林では名寄、天塩の両営林署、民有林関係では天塩町、幌延町の森林組合、中川町の町有林や民間業者の下請等、広範囲に事業を行うようになってきている。ここにおける造林請負を昭和47年度の事業量でみると国有林3,270万円(植付210ha, 下刈1,680ha)、森林組合910万円、その他650万円などである。なおHにおける労働組織の一部は冬期間は独自に造材事業の下請を行っている。

Iは先に述べたGの造林請負事業の現場代理人であったが、その後独立し、兄弟4人で有限会社組織として活動している。事業は現在もGが国有林から請負う造林事業が主体で、Iはまだ国有林から直接、事業請負を行うまでになっていない。このGの請負う事業は年間新植約160ha、下刈約1,200haである。Iはこのほか町有林の造林事業や、冬期間は民間業者の造材事業の集運材の部分請負を行っている。

このように地域における林業に関連する業者は全般的に中小規模のもので、特に音威子府村における業者は零細なものである。中川町の業者は国有林に、音威子府村の業者は道有林にそれぞれ強く結びついて経営がなされ、北大演習林はその経営規模は小さいながら両町村の業者と関係しているという地域における森林経営体と業者の間の図式がみられる。またこの地域で年間伐採される木材は国有林、道有林、大学演習林で約10万~15万 m^3 になっているが、地元で加工消費される数量はその半数に達せず、地域外に流れている。それとともに造材事業や造林事業の実行も多くは地元外の業者が入り実行されるなど、地域の業者の経営の規模は零細なことが指摘できる。しかしながら、これらの業者が地元において地元の住民を雇用し事業を行っていることは、III章でみたようにあまり安定した就業機会が多くないこの地域にあっては社会的にも経済的にも大きな役割を持っているといえる。この地域の自然的、経済的な諸条件を考えた場合、地域の林業生産の発展は地域の産業ひいては地域住民の生活向上に直結する条件は十分にあり、また林業が現状以上に発展していく可能な条件も少なくないといえるのである。

2. 林業労働者の状態

1) 国有林労働者

i) 国有林における雇用形態

従来国有林における雇用形態には常用、定期、月雇、日雇の四区分があり、昭和30年代前半までは月雇、日雇という短期的、臨時的雇用が雇用労働力の圧倒的部分を占めていた。このことは国有林における生産活動が、農山村に豊富に潜在していた半農半労型の労働力を前提とし、また同時に季節的に限定された生産形態が普遍的であった結果であった。しかし昭和

30年代から始まった日本経済の「高度成長」は労働力需要を全国的な規模で拡大し、農山村から労働力を都市へ急速に吸収し、農山村地帯の再生産基盤を破壊しつつ展開し、同時に林業生産においてもその流れに沿って機械化の進展、請負生産の拡大という資本主義的合理化が国有林を先頭にして進行してきた。こうした変化のなかで国有林の労働力雇用は大幅な減少をみ、それとともに作業期間の長期化、通年化的なかで日雇、月雇という短期的雇用を縮小し、定期、常用の雇用形態が相対的に増加し、林業労働力の賃労働者化、専門化が進んできた¹⁾。また一方では昭和40年代になって国有林の労働組合、全林野労働組合によって反「合理化」の闘いが広まり、作業員の常用化闘争が行われ、定期から常用への切替が大きく進められてきた。

国有林の労働力雇用の変化のなかで、名寄営林署の労働力雇用の動きをみると、まず雇用量の推移は第31表の通りである。これを昭和35年度の雇用量を基準にしてみると総延人員は昭和48年では60%の減少となっており、この間の雇用量は急激に減少してきている。さらに事業別の推移でみると製品事業と育林事業での減少が大きく昭和48年度では昭和35年度の30%にもみたく、これらの事業における機械化、下請化という「合理化」がいかに進行したか明らかである。また昭和40年以降の雇用形態別の延人員の動きは第32表のようになる。昭和40年以前たとえば昭和35年度では総延人員59,636人のうち、日雇、月雇という臨時作業員の延人員数は45,943人と全体の77%を占めていた。それが昭和40年以降になる定期の比重が高まり、さらに昭和44年から(全林野労働組合による常用化闘争が開始された年である)

第31表 名寄営林署の労働力雇用量の推移

(単位 人)

職種 年度	総延人員	製 品	育 林	種 苗	林 道	そ の 他
昭和25年度	38,274 (64.2)	19,115 (89.4)	15,537 (82.4)	10,296 (103.3)	1,257 (102.9)	1,069 (13.0)
30	39,587 (66.4)	10,378 (48.5)	24,536		1,730 (141.6)	2,943 (35.8)
35	59,636 (100.0)	21,382 (100.0)	18,842 (100.0)	9,965 (100.0)	1,222 (100.0)	8,226 (100.0)
40	34,028 (57.1)	10,088 (47.2)	9,075 (48.2)	9,286 (93.2)	1,624 (132.9)	3,955 (48.1)
42	27,394 (45.9)	7,542 (35.3)	7,038 (37.4)	7,898 (79.3)	1,667 (136.4)	3,249 (39.5)
44	30,804 (51.7)	7,715 (36.1)	8,366 (44.4)	8,208 (82.4)	1,836 (150.2)	4,679 (56.9)
46	26,084 (43.7)	6,266 (29.3)	7,137 (37.9)	7,316 (73.4)	1,219 (99.8)	4,146 (50.4)
48	23,577 (39.5)	5,597 (26.2)	5,480 (29.1)	7,280 (73.1)	1,255 (102.7)	3,965 (48.2)

注) 1) 旭川営林局事業統計書より作成

2) ()の数字は各職種の35年度を100とした指数

第32表 名寄営林署雇用形態別延人員数の推移

(単位 人)

	常 用	定 期	臨 時	計
昭和40年度	2,721	21,985	9,322	34,028
42	2,701	16,160	8,532	27,394
44	16,744	11,716	2,344	30,804
46	17,264	8,375	445	26,084
48	15,487	7,900	190	23,577

注) 旭川営林局事業統計書より作成

第33表 国有林(名寄営林署中川町管内)作業員の雇用形態

(単位 人)

職 種	雇用区分	常 用	定 期	計	備 考
生 産 造 林 苗 畑 そ の 他	産 産	24	1 (1)	25 (1)	地元住民 20人
	造 林	23	1	24	〃 22
	苗 畑	2	19 (19)	21 (19)	〃 21
	そ の 他	3 (1)	3	6 (1)	〃 2
計		52 (1)	24 (20)	76 (21)	

注) 1) 名寄営林署資料

2) () は女子で内数

は常用が雇用作業員の主体となり、昭和48年では総延人員の65%を占めるまでになり、労働力の賃労働者化、林業専門化が進んできている。

昭和48年度における名寄営林署の中川町管内に配属されている作業員の雇用形態は第33表のように総数76名で、男子作業員のほとんどが常用であり、定期の4人はいずれも高齢者である。女子作業員はほとんどが苗畑作業の定期作業員であり、そのほかの女子作業員は炊事婦である。またこれら76名の作業員のうち65名は地元中川町の住民で、残りは音威子府、美深などの近郊の住民であり、一部旭川、青森などの出身者も含まれている。

ii) 国有林における労働組織と労働者の状態

ここでは直用労働組織の実態と面接聴取調査した富和担当区の造林作業員(常用、定期計19名)を中心に検討する。

国有林における直用の労働組織は事業ごとに班組織を編成し、それぞれ担当区、事業所に配置されている。中川町管内の富和担当区は造林事業が主体で24名の作業員が配置され、これで一つの班を形成している。班には班長、副班長がおかれるが、これは作業員内で選挙によって選出され、作業リーダーとして、さらには班員の代表としての機能をはたしている。富和担当区における造林作業は昭和47年度までは手鎌使用のグループと機械(刈払機)使用のグループの2組に分けて作業を行い、下刈、地拵などはそれぞれ別個の単価で共同出来高制で作業を行っていた。それが昭和48年度からは機械使用の時間規制をより徹底させるために、刈

払機と手鎌を併用するグループを2組と高齢者と機械使用の経験のない者を組合せて手鎌のみで作業を行う計3グループに編成を変えている。下刈、地拵等作業自体は従来と同様に共同出来高で行われるが、出来高単価は統一し、機械使用者に対しては1日150円の賃金加算することで作業を行っている。それともこの共同作業においては1日あたりの作業量を作業員全員で自主的に決め、出来高制によくみられる作業員間の無理な競争を排除し、1日当りの賃金の平準化をはかっている。

造材作業(富和製品事業所)では36名の作業員(オペレーターは定員内職員でこのなかに含まれている)が集材方法ごとに、すなわちブルドーザ集材が3セット、集材機集材が1セットの計4セットに編成されている。1セットの構成はブルドーザ集材では伐木手1人、荷かけ手1人、巻立手、荷おろし手2人、運転手1人の計5人で、集材機の1セットも同じく5人で構成されている。造材作業における賃金形態は伐木造材手は個人出来高制、集材、巻立などは共同出来高制となっているが、各作業とも造材作業にみられたごとく、それぞれ上限額を自主的に決定し、規制している。

国有林における労働組織は以上のような状態にあるが、その特徴的なことをあげれば、まず第1に出来高制の作業において1日当りの事業量を自主的に決定し、それとともに機械使用の時間規制を厳守することにより、出来高制の作業における労働者相互の競争、それに伴う過重な労働を排除して実質的には日給化を実現している。第2に班長制度において、班長を作業員相互間で選出し、旧来の労働組織にみられた前近代性を払拭し、労働者の利益をまもるための機能をはたさせていることである。こうすることにより、労働者の一定の経済的な平等とともに人格的にも平等を保ち、労働組織の民主化を進めてきている。

労働条件をつぎにみてみよう。賃金は職種、作業内容によって異なるが、造材作業の場合、植付は日給、下刈、地拵は共同出来高制がとられている。日給の場合、1日2,500円~2,700円で、これは各人の経験年数等を考慮した格付賃金がこの範囲内で決められている。共同出来高のha当り単価は下刈で7,000円、地拵で6,300円であるが、さきにものべたように個人の最高額は1日4,000円に規制している。賃金のほか常用、定期作業員には諸手当が定員内職員に準じて支給されるが、定期作業員の場合、その支給割合は低い²⁾。なお国有林労働者の一日当りの賃金は民間業者の同種作業の賃金と比較すると低くなっているが、諸手当の支給や作業に使用する道具、機械類は個人所有ではないため、いわゆる道具持ち労働者がいまだ一般的な民間の労働者にくらべると実質賃金は高くなっている。

労働時間は7時40分から16時40分の実働8時間で月平均の稼働日数は22日~24日である。休日は日曜日、祝祭日であるが、祝祭日については常用作業員は有給扱いとなり、定期作業員は無給であるが、祝祭日のうち3日は年休に準じた有給扱いとなっている。有給休暇は常用作業員には勤続年数により13日~20日の範囲で保障され、定期作業員の場合は6日となっている。このほか夏期休暇として常用作業員には有給4日、無給1日が、定期作業員には

有給2日、無給2日が与えられている。なお、社会保障関係では全て国家公務員共済組合法の適用を受け、一定の保障はされている。

以上のような労働組織、労働条件のもとにおける国有林労働者はどのような性格をもっているか、面接調査の結果から検討してみよう。

我々が聴取調査したのは造林事業に従事する作業員19名(総数は24名であったが不在のため5名は調査不能)である。その概略をみると第34表のようになる。調査対象者19名のうち18名が常用の雇用形態である。年齢構成では30歳代は5人にすぎず、平均年齢は46歳である。国有林への勤続年数はほとんどが10年以上と長くなっており、最も新しい者でも4年勤務しており、比較的早くから国有林への定着が進んでいた。それと同時にこの4年間、作業員の新規の採用はみられず、基幹労働力は全般的に高齢化が進んでいるのである。職歴、出身地についてみると約6割が地元出身であり、地元出身者は農業から林業に移るといった形が一般的であるが、地元以外の出身者では土工、工員など他産業の職業を経て林業労働者になるものが多くみられる。土地所有、農業との関係を見ると何らかの形で土地を所有しているものは7名であるが、現在も営農をしているものは皆無で、ほとんどが貸付か荒地状態にして所有しており、離農年度も比較的早いものが多い。

第34表 名寄営林署育林作業員一覧(富和担当区)

調査番号	性別	年齢(歳)	雇用区分	勤続年数(年)	出身地	前職	家族構成			土地所有				備考	
							世帯上の地位	家族数(人)	賃業者数(人)	配偶者職業	田(ha)	畑(ha)	山林原野(ha)		離農年度(年)
1	男	54	常用	12	道外	漁業	主	4	2	国有林定期			3.0		青森から通年出稼
2	〃	42	〃	13	地元	不明	〃	3	2	〃					
3	〃	55	〃	13	〃	農業	〃	3	1	—		6.0	36		
4	〃	49	〃	16	道外	〃	〃	3	2	土工					
5	〃	39	〃	6	地元	〃	〃	5	2	国有林定期					
6	〃	41	〃	20	〃	〃	〃	3	2	—	0.1	5.0	46		
7	〃	49	〃	13	道外	工員	〃	3	2	工員		3.5			
8	〃	34	〃	15	地元	農業	〃	5	1	—		5.0	40		
9	〃	55	〃	14	〃	不明	〃	2	1	—					
10	〃	48	〃	19	道内	工員	〃	4	2	土工				以前漁業	
11	〃	42	〃	17	地元	農業	〃	7	3	電話交換手	0.3		39		
12	〃	51	〃	11	〃	〃	〃	2	1	—			38		
13	〃	45	〃	6	道内	土工	〃	4	3	国有林定期				以前炭鉱夫	
14	〃	47	〃	17	地元	農業	〃	3	2	保母		7.5	32		
15	〃	37	〃	12	道内	工員	〃	2	2	国有林定期					
16	〃	32	〃	4	〃	土工	〃	3	1	—	15.0	4.0	38	以前豊富で酪農	
17	〃	30	〃	12	地元	農業	〃	3	1	—			40		
18	〃	57	〃	17	〃	〃	〃	4	2	土工		6.0	35		
19	〃	66	定期	?	道外	不明	〃	2	1	—					

このほか家族構成員で賃労働に従来しているものは12名であるがこのうち配偶者が11名となっており、調査対象者の半数が夫婦ともに賃労働に従事している。これら配偶者の職業をみると国有林～苗畑の定期作業員や土建業の工夫、日傭いが多くなっており、林業労働者としては比較的条件的の良いと言われている国有林の常用作業員においても家族総就労ともいふべき状態になっている。

以上のようにここにおける国有林労働者は土地の制約から切りはなされた近代型の労働者が主体となっており、土地持ちの労働者においてもその実態は近代型の労働者と何ら差がなくなってきた。またこのような賃労働者に純化する経過はさきにもたように様々な形態がみられるが、ここでみるかぎりある意味では林業労働力の給源は、専業化する過程において単に農民だけでなく様々な産業から押し出されてくる底辺の労働者にまで広がってきているともいえそうである。

2) 北大演習林労働者

i) 北大演習林における雇用形態

北大演習林における素材生産事業、土木事業、造林事業等各種事業は昭和38年以前は全て直営の形態で行われていた。この間における労働力は林内植民者と近在の農家の労働力によって担われていた。林内植民制度はここでは大正2年から開始され、演習林事業の基幹労働力としての役割をはたしてきたが、地域の開拓の進展や、戦後の社会的な民主化の展開のなかで、前近代的な諸関係を前提とした労働力の提供は薄れ、ほかの半農半労型の労働力と本質的な相違はみられず、第35表でみるように林内植民者が演習林の労働力の主体を占めていたのは戦前期までであった。ともあれ、この時期までの演習林の諸事業はこうした労働力によって担われ、その雇用は各事業ごとの短期的、臨時的なものであった。

昭和39年以降、林内植民制度は解体され、演習林経営は一定の「近代化」がすすめ

第35表 北大中川地方演習林の林内植民者
事業別雇用量の変化(延人数)

(単位 人)

		昭和9年	昭和24年
造 林	植 民 者	173.5	380.1
	そ の 他	1,239.2	401.2
土 木	植 民 者	43.2	186.1
	そ の 他		273.0
斫 伐	植 民 者	4,276.7	1,647.3
	そ の 他	412.9	13,904.4
そ の 他	植 民 者	316.0	72.6
	そ の 他		3,400.5
合 計	植 民 者	4,809.4	2,286.1
	そ の 他	1,652.1	17,979.1
		植 民 者 の 占める比率 (%)	74.4
			11.3

注) 「北海道大学演習林60年の歩み」p.190より作成

第36表 中川地方演習林の事業別雇用量の推移(延人数)

(単位 人)

	昭和35年度	昭和45年度	昭和48年度
造 林	1,070.9	1,985.0	1,729.1
土 木	6,095.5	963.0	1,795.0
素材生産	10,343.5	817.5	947.0
そ の 他	4,081.1	1,327.0	2,527.7
合 計	21,591.0	5,092.5	6,998.8

注) 演習林調べ

られてきた。それは造林事業や土木事業において大型機械が導入され、林道開設など経営基盤の整備のため資本投下の増大となり、さらには素材生産事業は請負生産に切り換えられた。この過程において演習林における労働力雇用は第36表でみるように、素材生産の請負化の結果、絶対量は大きく減少したが、雇用期間は長期化してきた。また昭和44年からは社会的な諸情勢が大きく変化してくるなかで、基幹労働力の確保をはかるため、国有林における常用作業員に相当するものとして、作業員の非常勤職員(12カ月雇用)化をすすめ、昭和48年で7人の男子作業員を非常勤職員としている。現在、演習林の諸事業はこれら非常勤職員を核にして、夏期間5月～11月には臨時雇用の作業員を加えて実行されている。なおここにおける非常勤職員は学長発令となり、ある程度の労働条件は保障されるが、その量的拡大は様々な制約がある状態であり、夏期間の臨時雇用の作業員は地方林長発令で、身分的には非常に不安定な状態である。

ii) 労働組織と労働者の状態

演習林における作業員はこれまで述べたように通年雇用の非常勤職員と夏期間に季節的、臨時的に雇用される作業員によって構成されている。だがここにおける作業員は国有林で見たような職種ごとの明確な組織づけはなされていない。各事業は非常勤職員を中心に臨時作業員が組合わせられ実行されているが、非常勤職員と男子の臨時作業員は育林事業、土木事業、小規模な素材生産事業など様々な作業に従事しており、女子の臨時作業員は造林事業～新植、下刈作業を中心にして、土木事業の補助的な作業に従事している。すなわち作業員の従事する職種、作業および作業員の編成は非常に流動的に行われ、労働組織自体確立されていない状態である。

これは演習林における作業員の雇用に対しても、制約が様々な形で存在し、それと同時に経営規模が小さいため、独自の組織を作り、十分機能させるまでに至っていないためである。またこれは北大演習林が全体として研究教育機関としての性格と森林経営体としての性格の両者の整理が十分に出来ず、経営方針がかならずしも明確になっておらず、混とんとした状態のもとにあり、近代的組織体として純化されていないためである。

ともあれ北大演習林はこのような労働者の構成のもとで各種事業を行っているが、その労働条件についてみてみよう。賃金はすべて日給であるが、非常勤職員は定員内職員の給与表に準じて格付され日給額が算出されそれに基づいて支給される。諸手当も定員内に準じて支給されるが、昇給は雇用が日々更新で年度末に一日解雇されるため、3年に2回となっている。臨時作業員の賃金は地場賃金に基づいて算定された職種ごとの標準賃金があり、それに経験年数などを勘案して個々人の格付賃金が決められ支給され、男子作業員で2,800円前後、女子作業員1,900円前後となっている。臨時作業員には諸手当は支給されていない。なお臨時作業員の雇用期間は5月～11月の7カ月前後で年間の賃金総額は男子作業員で60万円前後、女子作業員で30万円前後と低賃金である。労働時間は8時30分より17時の実働8時間で月平均の就

労日数は23日～24日である。休日は日曜日、祝祭日であるが、これはいずれも無給である。有給休暇は労働基準法に基づく日数である。なお通勤および作業現場への往復は演習林のマイクロスバスによって行われている。

社会保障関係についてみると、非常勤職員も臨時作業員と同様、厚生年金保険、国民健康保険、失業保険などに加入している。ただし失業保険については6カ月間だけで、その後は国家公務員等退職手当法が適用されている。また非常勤職員でも国家公務員共済組合法の適用はされず、国有林の常用、定期作業員のそれとは大きな相違がある。

演習林の作業員の労働条件は以上のような状態にあり、さきにもみた国有林の労働条件と比較すると劣悪なものであり、同じ国の機関のなかでもこのような相違がある。これは大学のなかで演習林の如きいわば現業機関が特殊なものとして、その実態が十分理解されていないために起因するものであるが、非常勤職員等の労働条件等における差別は大学全般に共通的に存在しており、これはそこで働く労働者の意識の問題～労働組合運動にもかかわる問題でもある。

つぎに演習林の労働者の性格等について検討してみよう。演習林の作業員の概略は第37表の通りである。作業員の総数は16名のうち男子は9名、女子7名で、このうち非常勤職

第37表 中川地方演習林作業員一覧

調査番号	性別	年齢(歳)	雇用区分	勤続年数(年)	出身地	前職	家族構成				土地所有			備考
							世帯上の地位	家族数(人)	就業労働者数(人)	配偶者の職業	畑(ha)	山林原野(ha)	離農年度(年)	
E-1	男	42	非	3	地元外	農業	主	4	2	土 工	10		46	E-16は妻 E-12は母 E-11は妻 両親、兄が農業
2	男	39	非	5	地 元	農 業	主	4	2	林 業			43	
3	男	25	非	5	地 元	工 員	三男	6	3	—			45	
4	男	35	非	6	地 元	土 工	主	6	2	林 業			40	
5	男	53	非	3	地 元	農 業	主	3	3	—			45	
6	男	21	非	3	地 元	農 業	三男	4	1	—				
7	男	48	非	3	地 元	農 業	主	3	3	林 業		20	45	
8	男	25	臨	3	地 元	農 業	主	3	1	—		13	42	
9	男	47	非	4	地 元	農 業	主	4	1	農 業	9.5			
10	女	43	非	8	地 元	農 業	妻	8	2	農協役員	0.7	3	—	
11	男	31	非	6	地 元	工 員	主	6	2	林 業			40	
12	男	52	非	6	地 元	農 業	主	6	3	土 工			45	
13	男	35	非	4	地 元	工 員	主	4	2	工 員			—	
14	男	33	非	4	地 元	工 員	主	4	2	運 転 手			—	
15	男	56	非	3	地 元	農 業	主	3	2	土 工			—	
16	男	36	非	3	地元外	農 業	主	4	2	林 業			43	

注) 雇用区分の非は非常勤職員、臨は臨時作業員

員は7名である。作業員の平均年齢をみると男子では20歳代から50歳代までほぼ均等しており、平均で37歳であり、女子の場合は40歳と他の事業体と比較すると若い平均年齢となっている。演習林への勤続年数は長いものでも8年、平均して4年と全体的に演習林に雇用されたのは新しい。

出身はほとんどが地元であり、地元外は近郊の歌登町の出身であり、前職は若い作業員以外のほとんどは農業である。土地所有、農業との関係をみると土地所有をするものは5名でこのうち農業経営を行っているのはE-9みであり、E-6においては農業経営は両親と兄が行い、E-6自身は農作業は補助的に従事するのみである。またE-9は酪農経営であるが、配偶者がその中心となり、E-9自身は朝晩の搾乳と繁忙期に演習林を休み、農作業に従事している。このほかの土地所有者は、貸付あるいは荒地状態に放置しており、土地との関係は漸次うすれてきている。また演習林に雇用される以前に農業経営を行っていたものの離農状況をみると、全体的に最近のことであり、国有林の作業員のそれとは対照的である。この理由は演習林の雇用の変化が比較的最近のことであることと、これら離農者のそれまでの農業経営が全て酪農経営であり、その経営条件がこの数年間で大きく変化し、経営が行きづまったことなどが、相互に関連した結果と考えられる。また家族構成員の就労状況をみると、男子作業員の場合、その配偶者のほとんどが林業あるいは土建業などの賃労働に従事し、女子作業員においてもその配偶者は人夫、日傭い、あるいは恒常的賃労働者となっており、演習林作業員の場合でも家族総就労の状態となっている。

以上のように演習林の作業員の状態をみると、その労働条件は国有林のそれには数段劣り、非常勤職員という形でその条件の向上をはかっているもののかならずしも十分な状態にはなっていない。そのなかでも演習林の作業員は近代型の労働者が主体となり、かつ家族総就労という形態をとっている。また演習林においては、労働組織が確立されておらず、これに伴い様々な問題を含んでいるのが現状であるといえよう。

なお演習林においては素材生産事業は請負で実行されており、経営のなかでも大きな比重を占めているが、その労働組織、労働者の状態についてはここではふれない³⁾。

3) 民間業者の労働者

i) D 協同組合における労働者の状態

Dにおける作業員は男子13名、女子5名の計18名である。Dの事業内容は前節でのべたように美深林務署音威子府支署管内で行われる夏期間の事業請負と立木処分材の生産事業が主体で、音威子府支署の専属業者の性格をもっている。また音威子府支署自体、苗畑事業、調査事業以外直用の労働力を雇用していないことを考えると、ここにおける労働組織は音威子府支署の労働組織として考えることができ、また実質的にはそのように機能しているのである。

Dは協同組合組織であり第30表にみたA、B、Cの三業者が理事となり運営され、専任職員2名がおかれている。この職員のうち1名は素材生産事業の現場監督、指導などの業務を

行っている。造林事業等は18名の作業員によって実行されるが、ここでは作業員のなかで「総裁」と呼ばれるSが現場代理人となり、造林事業関係一切を統轄している。SはDに入る以前はCの藪出頭、Bの山頭などを経験しており、Dが設立されると同時に移り、現在に至っている。Sの役割をみるとS自身は直接作業に従事することはなく、作業員の募集、労務管理、Dとの事業打合せ、作業の指揮監督などを行い、実質的には独立した活動を行い、Dが道有林から請負った事業を一括して下請する形となっている。それ故、Sに対する報酬は賃金としてDから払われるのではなく、Dの管理費より、請負金額の何%という形で支払われている。すなわちDにおける労働組織はSを中心とした組織として存在しているのであり、Sの下に出身部落ごとに作業員を編成した3つの班があり、それぞれの班には班長が置れ、Sの指揮のもとに行動し、現場の作業に従事するとともに班の作業管理を行っている。なおこの班長には月約5,000円程度の手当が支給されている。

また造材事業の場合をみると夏期間の事業は他業者に請負わせ、先にのべたDの職員が現場代理人となって行っている。冬期間の事業はS以下が実行し、この場合は通年就労の作業員のはかに臨時的に労働者を補充し、造林事業の場合とは別個の作業組織が編成される。だがこの場合も実質的にはSの請負となり、ブルドーザー、リフトなどの重機類はDがチャーターし、Dの職員が管理するが、造材、藪出し、巻立などはSが指揮をしており、造材単価等はDとSの協議によって決定される。

ともあれDの諸事業は以上のような形で行われているが、その事業実行にあたっての技術指導、作業仕様などについては、立木処分等をテコとして道有林の意向が徹底されている。

労働条件についてみると賃金形態は造林事業の植付は日給で、地拵、下刈は班ごとの共同出来高制となっている。日給の単価は男子5,000円、女子3,000円であり、出来高制の場合、班員間の賃金の分配はSの査定により行われており、賃金支払は直接作業員に渡されずDが一括してSに渡し、Sより各作業員に支給される。造材作業の賃金形態は杣夫は個人出来高制で他の職種は日給である。また賃金以外の諸手当は班長の手当以外は支給されていないが、昭和46年より「道有林請負事業作業員通年雇用奨励金制度」のいわゆる労務共済に加入し、年末に一時金が支給される。これは男子作業員のみ適用され、就労1日につき労働者30円、雇用者30円の掛金を積立て、就労日数に応じた倍率で支給されるものである。

労働時間は夏期間7時～16時30分、冬期間7時30分～16時30分の実働8時間を一応のめどとしているが、夏期間は10～11時間の長時間に及ぶことが多いという。休日は定められておらず、雨天日などが休業となるがこれは無給である。また有給休暇は一切保障されていない。夏期間の月平均就労日数は25～26日で男子作業員のみ通年就労し、女子作業員は6カ月となっている。なお、作業に使用する道具、機械類は一切作業員の個人所有であり、女子作業員でも刈払機を使用するものは同様である。社会保障関係では失業保険、厚生年金、健康保険などに加入している。

第38表 D協同組合作業員一覧

調査番号	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	就労期間(月)	出身地	前職	家族構成				土地所有				備考	
							世帯上の地位	家族数(人)	賃労働者数(人)	就労者の職業	配偶者の職業	田(ha)	畑(ha)	山林原野(ha)		離農年度(年)
D-1	男	38	10	12	地元	道有林作業員	主	4	2	土工						
2	〃	54	7	12	地元外	農業	〃	4	2	〃			2.0	41		
3	〃	40	10	12	地元	道有林作業員	〃	4	2	公民館		1.7				
4	〃	50	1	12	〃	〃	〃	3	2	日傭		1.5				
5	〃	60	3	12	〃	農業	〃	2	1	一				46		
6	〃	52		8	〃	〃	〃	3	1	農業	0.8	4.9				
7	〃	43	3	7	〃	〃	〃	4	1	〃		9.0				
8	〃	36	10	12	〃	工員	〃	4	1	〃		10.0				
9	女	51	8	7	〃		妻	3	2	工員						
10	〃	53	5	6	〃		〃	2	2	一						
11	〃	47	10	6	地元外	道有林作業員	〃	5	2	公務員						
12	〃	40	2	6	〃		〃	4	2	林業			10.0	40	Sの妻	
13	〃	41	6	6	?		〃	4	2	工員						
14	〃	33			地元外		〃	4	2	公務員						臨時アルバイト

つぎにDにおける労働者の性格等についてみてみよう。Dにおける作業員の概略は第38表の通りである。なおDの作業員の総数は18名であるが聴取調査が出来た者は14名であり、これに基づいて検討する。

年齢構成は30歳代は3人にすぎず、平均で46歳と国有林と同様に高齢化している。勤続年数は男子の場合、ほとんどがDの設立以来の勤続となっており、女子作業員の場合も比較的長くなっている。職歴をみると男子の場合、農業と従来から林業労働者(道有林の直営事業実行時以来)が半ばしている。

土地所有、農業との関係を見ると、農業経営を行っているのは3人で、このうち作業員自身も農作業に従事するのはD-6とD-7である。またそのほかの土地所有はいずれも小規模で、自家用菜園や荒地状態に放置している。家族構成員の就労状況をみると、男子作業員の場合、農業経営を行っているもの以外はほとんど配偶者は人夫、日傭いの賃労働者になっており、女子作業員の配偶者もほぼ全員、賃労働に従来している。

Dにおいては2~3の半農型の労働者がみられるが、大半は近代型の労働者になっており、半農型の労働者の場合も、その農業経営の実態は不安定なものであり、条件しだいによってはすぐに離農するという状態である。またここにおける労働者もさきにした国有林、大学演習林の労働者と同様、家族総就労の形態で家計を維持しているのである。

ii) H工業における労働者の状態

Hは前節でみたように建築業を主体にして国有林、森林組合、町有林等の造林請負を兼営している。Hにおける造林事業の労働者の組織は事業現場～中川町管内と天塩町管内～ごとに分けて編成されている。その1つは地元中川町中心の事業を執行し、作業員16名(うち女子1名)で構成され、他の組織は天塩町およびその周辺で行われる事業を受けもち作業員18名(うち女子8名)で構成されているが、これらの組織にはこのほか10名前後の臨時的雇用の作業員が加わえられて事業を行っている。またこの2つの組織にはそれぞれ2名の「小頭」と呼ばれる責任者がHより任命され、この小頭を中心にして各組織は行動する。

中川町管内の事業を行う組織は臨時作業員以外、全員同一部落の出身者で構成され、小頭2名は親子である。この組織はHに専属する以前より、小頭親子を中心に集団で、様々な林業労働に従事していたいわば「組」組織である。天塩町管内の事業を行う組織は中川町と近郊の町村の住民によって構成されているが、これはHによって編成されたものである。

これらの組織における小頭の役割をみると、Hとの事業実行の打合せ、現場監督、あるいは労働者の募集などを行っている。作業員の賃金は全て会社によって経理されるが、小頭自身は月給制になっており、各組織の事業進捗状況によって、Hより小頭に報償金が支給されている。つまり小頭は一定の独自性をもって事業を行う「山頭」的な性格とともにHにおける「中間管理的」な性格の両面をもちあわせており、Hはこの小頭を報償金をテコとして、その機能の強化と抑制を行っている。なおこの二つの組織は4月～11月はHの専属として機能しているが、小頭が親子の組織は冬期間には、小頭の独自の組織として、他業者の造材事業の下請を行っている。

労働条件について概観すると、賃金形態は植付は日給でそのほかは3～4名の共同出来高制をとっており、賃金はすべてHで経理し、各人の明細書をつけて小頭を通じて支払われる。ここにおける作業員の月収入は男子で14～15万円、女子で5～7万円となっている。労働時間は6時～18時で実働時間は10時間以上になっている。休日は一切決められておらず、雨天日のみ休業となるが、多少の降雨でも就労し、月の就労日数は25～28日に達している。

道具、機械類はすべて個人所有であり、女子作業員でも刈払機を所有するものは5名いる。社会保障関係はほとんど適用しておらず、ただ作業現場が遠距離になる天塩町管内の事業を行う作業員にのみ、交通事故傷害保険をHの経費で加入している。なおHにおいては就業規則を成文化しているが、内容は十分整備されるにはいたっていない。

Hにおける作業員はこうした労働条件のもとで労働しているのであるが、専属の作業員は全て林業専業労働者であり、冬期間には他業者の造材事業に従事している。なお臨時的に雇用された作業員はほとんどが農家と賃労働者の主婦などである。

iii) I組における労働者の状態

Iはさきにみたように独立して間もないこともあり現在は兄弟4人が中心になって意欲的

に事業の拡大、体制の確立につとめている。Iにおける労働者はIの出身部落を中心に集められ、18名（うち女子1名）の専属の作業員がおり、これは全員通年で雇用されている。また夏期間のみさらに15名（うち女子7名）の作業員を臨時的に雇用している。

ここにおける労働者の組織は夏期間の場合には出身部落ごとに班が3班編成されている。各班には班員間によって班長が選出されるが、これは班員間のまとめ役をはたすのみで独自の機能はもたず、すべてIの指揮のもとに作業を進め、これには手当も支給されていない。造材事業の場合には通年雇用の作業員のみで1つの班を編成し、Iの所有する重機類を使用して事業を行っている。

労働条件についてみると、賃金は植付の場合は日給で男子4,400円（時間外1時間の賃金を含む）、女子3,300円（同）であり、他の作業は班ごとの共同出来高制となっている。夏期間の場合、平均月収は男子で17～18万円、女子7～8万円になるという。また通年雇用の作業員には「社員待遇」として年2回の手当が支給されている。労働時間は7時～17時であり、休日は毎月1日、15日が定休日（無給）となっており、月平均就労日数は25日前後、臨時作業員で20日前後となっている。またIにおいては刈払機はじめ道具、機械類は全て会社所有である。社会保障関係では厚生年金、健康保険、中小企業退職金共済などに加入している。

Iにおける労働者は以上のような状態にあるが、ここでは専業労働者が多く、また年齢構成では20歳～52歳で平均年齢は30歳前後と他とくらべて非常に若くなっている。またここにおける組織、労働条件は他の民間の業者のそれと比較すると進んだ形態になってきている。

4) 地域林業労働者の現状

これまで音威子府村、中川町の林業労働者の状態をみてきたが少し整理してみよう。従来、林業労働は主として農家の剰余労働力＝半農半労型と云われる労働力に担われてきたのであるが、昭和30年代以降の社会経済的諸条件の急速な変化のなかでその条件も大きく変わってきた。この地域では畑作経営から酪農経営への転換、あるいは農業経営の悪化のなかで離農・離村が急速に進み農業人口の大幅な減少が進んだ。一方林業生産においては労働過程の機械化、作業期間の通年化などが進むなかで、林業労働も必然的に長期化し、賃労働者化、林業専業化がすすみ、この地域でも国有林における変化を先頭にして、林業生産一般が変わってきた。このような林業賃労働者化が広範に進展するなかで、林業の労働組織も一定の変化をみてきた。すなわち国有林や一部民間事業体における民主化、近代化が進むと同時に一方では旧来からの形態を強く留めたものがあり、その実態は様々である。林業労働における労働条件についても国有林のように漸次改善されたものと、他の事業体におけるものでは大きな隔りがみられ、林業労働はいまだ劣悪な条件のもとで過重な労働が行われている。また労働安全、労働衛生という面からみると、たとえば現在大きな社会的問題となっている振動機械による「白ろう病」についてみると、使用時間の規制は民間の事業体では有名無実となっており、「白ろう病」被災状況などの実態は隠されたままである。

ともあれこの地域の林業労働者は近代的な労働者として純化してきているのであるが、これまでみてきたように女子労働力の比重の高さ、あるいは家族総就労型態が一般的という状態になっており、林業労働者は労働条件とともに、生活条件においても厳しい現状におかれています。

林業労働者のなかでは国有林労働者が比較的条件が整備されてきていると言われているが、国有林労働者といえども他産業の労働者と比較すると、たとえば賃金だけについてみて第39表のようになり、歴然とした隔差がみられ、このことから林業労働者の状態は現在もなお劣悪なものであるといえよう⁴⁾。

第39表 賃金の比較(きまって支給する給与)

区 分	年	1966		1967		1968		1969		1970		1971	
		月額 (円)	500人以上規模 に対する比率 (%)	月額 (円)	500人以上規模 に対する比率 (%)	月額 (円)	500人以上規模 に対する比率 (%)	月額 (円)	500人以上規模 に対する比率 (%)	月額 (円)	500人以上規模 に対する比率 (%)	月額 (円)	500人以上規模 に対する比率 (%)
全 産 業	500人以上	36,984	100	41,032	100	46,000	100	52,992	100	61,824	100	71,944	100
	100~499	32,016	86.6	35,512	86.5	39,928	86.8	46,184	87.2	54,280	87.8	62,744	87.2
	30~99	29,440	79.6	32,568	79.4	36,616	79.6	42,320	79.9	49,680	80.4	57,408	79.8
国 有 林	常用	27,462	74.3	31,556	76.9	36,478	79.3	44,229	83.5	53,452	86.5	62,629	87.1
	定期	25,829	69.8	29,854	72.8	34,270	74.5	38,617	72.5	44,689	72.3	52,532	73.0
	平均	26,381	(10,603) 71.3	30,429	(10,603) 74.2	35,006	(10,994) 76.1	41,055	(11,937) 77.5	49,174	(12,650) 79.5	57,316	(14,628) 79.7

注) 1) 比率欄の()書は500人以上規模との差額
2) 全林野労働組合「ぜんりんや」No. 66 (昭和48年) p. 87より引用

注) 1) 有永明人, 小鹿勝利「林業資本主義化と賃労働」日林北支講, No. 16, 昭和42年.
2) 国有林における雇用形態別の諸手当の支給状況は次のようになっている。

区 分	月給制(定員内)			常 用			定 期			備 考			
	甲地	乙	丙	通 勤 者			通 勤 者						
石 炭 手 当				甲地 乙 丙			甲地 乙 丙			○定期は10月15日以降、翌年の3月31日までの間の雇用月数により支給 ○Aは世帯主, Bは準世帯主, Cはその他			
	A	35,150	32,375	28,675	A	22,000	19,985	17,925	A		2,765	2,645	2,415
	B	23,430	21,580	19,120	B	15,850	14,480	13,100	B		1,955	1,900	1,730
C	11,720	10,790	9,560	C	9,660	9,660	9,660	C	1,500	1,500	1,500		
薪 炭 手 当				通 勤 者			通 勤 者			○定期, 11月以降翌年3の月末までの間に雇用される者に支給、但し11月末で退職する 20 者は100 12月末で 退職する 40 者は100 の支給			
				5級地 4級地			5級地 4級地						
	A	11,000	5,500	A	6,140	5,120	A	4,290	3,660				
B	7,350	3,700	B	4,100	3,420	B	2,930	2,440					
C	3,700	1,850	C	2,050	1,710	C	1,470	1,220					

区 分	月 給 制 (定員内)	常 用	定 期	備 考
寒冷地手当	5 級地 $\frac{45}{100} + 33,200$	5 級地 $\frac{18}{100} + 10,720$	5 級地 $\frac{2.25}{100} + 1,340$	
	4 " $\frac{35}{100} + 24,900$	4 " $\frac{14}{100} + 8,040$	4 " $\frac{1.75}{100} + 1,005$	
	3 " $\frac{25}{100} + 20,750$	3 " $\frac{10}{100} + 6,700$	3 " $\frac{1.25}{100} + 840$	
	2 " $\frac{18}{100} + 14,110$	2 " $\frac{7.2}{100} + 4,560$	2 " $\frac{0.9}{100} + 570$	
	1 " $\frac{10}{100} + 8,300$ (世帯主の場合)	1 " $\frac{4}{100} + 2,680$ (世帯主の場合)	1 " $\frac{0.5}{100} + 335$ (世帯主の場合)	
年 末 手 当	(イ) 在職期間 6 月以上 $\frac{260}{100}$	月給制に準じ支給	8 月上 $\frac{221}{100}$	○常用作業員の支給率は同じでも基礎額が低いため実際の支給額は低い ○定期作業員はさらに少額となる
	(ロ) " 3~6 月末 $\frac{208}{100}$		8 月下 $\frac{195}{100}$	
	(ハ) " 3 月未満 $\frac{156}{100}$			
夏 季 手 当	(イ) 在職期間月 6 以上 $\frac{170}{100}$	月給制に準じ支給	8 月上 $\frac{144.5}{100}$	○上記に同じ
	(ロ) " 3~6 月末 $\frac{136}{100}$		8 月下 $\frac{127.5}{100}$	
	(ハ) " 3 月未満 $\frac{120}{100}$			
年 度 末 手 当	(イ) 在職期間 10 月以上 $\frac{50}{100}$	月給制に準じ支給	8 月上 $\frac{42.5}{100}$	○上記に同じ
	(ロ) " 5~10 月末 $\frac{40}{100}$		8 月下 $\frac{37.5}{100}$	
	(ハ) " 3 月未満 $\frac{30}{100}$			
現 場 手 当	(月額)	無 支 給	無 支 給	
	1 種 2,400 2,040			
	2 種 2,280 1,920			
別 居 手 当	(月額)	山泊 120 円 (日額支給)	左に同じ	
	全員別居 1,950			
	一部別居 1,300			

注) 全林野労働組合「ぜんりんや」No. 66 (昭和 48 年) p. 88~89 より引用

- 3) これについては小鹿勝利「伐出労働力と労働組織」(日林講 No. 81, 1970) を参照されたい。
- 4) 奥地 正「悪化する林業労働」農林統計調査, 12月号, 1970.

V. ま と め

北大中川地方演習林のある音威子府村, 中川町の昭和 30 年代以降における地域社会の変貌は, これまでみてきたように構造的な変化を伴った大きなものであった。これは地域の基幹産業である農業を中心にして, すなわち従来の農業生産の崩壊とその再編をめぐる一連の動きを基軸として, 地域の社会的, 経済的諸条件の再編成が進行した過程であった。

昭和 30 年代にはじまる日本経済の重化学工業を中心とした「高度成長」は労働力需要を

急速に拡大し、その供給源を農山村、山村に求めた。これに対して農山村、山村においては農業生産の機械化、大規模化、「近代化」が強力にすすめられ、かつこれは全国的規模で展開した。またこうした農業政策の展開はそれぞれの地域の農家の選別に結びつき、結局は農山村、山村といわれる地域社会に対して破壊的な作用を及ぼしながら、現代日本資本主義の再生産機構に組み入れられてきた。

音威子府村、中川町においては、従来の馬鈴薯、その他多様な作付からなる畑作農業が外国農産物に依存する農業政策の展開のもとで、その存立基盤がつきくずされた結果、農業経営は酪農経営に新たな活路を見いだすべく変化してきた。地域の農業経営の転換は同時に、最高時の60%の農家戸数の減少という大量の離農を伴いつつ展開し、その結果両町村の人口は最高時の50%に減少するにいたった。またこのような動向のなかで、新たな地域開発が進行し、これは公共事業投資の大規模な拡大に結びつき、関連する産業部門の新たな展開を伴い、地域内において一定の労働力需要の拡大がみられ、地域住民のプロレタリア化を促進する結果となり、賃労働者を主要な構成要因とする新しい住民の構成を現出せしめた。

このような農業を基軸とした地域社会の変貌のなかで、林業もまた様々な変化をしてきた。この地域の林業は国有林、道有林、大学演習林の三者の国家的大林野所有体によって独占的に担われ、これらに付随した形で製材業、造林業などの民間企業が展開していることはこれまで述べてきた通りである。林業生産は従来季節的な、人畜力を主体にした作業形態が一般的であり、それは地域において就労の場として、すなわち農家の過剰労働力の就業機会として存在し、農家労働力の再生産基盤の一環として機能してきた。

昭和30年代の「高度成長」経済下において林業生産は機械化、請負化、生産の大規模化という「近代化」、「合理化」が急速に進められ、その結果、従来の形態による労働力雇用は大きく減少し、農家労働力の就業機会としての林業の役割は失なわれた。その反面、林業労働の専門化、通年化の形態が一般化するにつれ、従来の林業労働にみられた雇用の非継続性、不安定さが相対的に縮少してきた。

音威子府村、中川町における森林経営体の動向をみると、国有林では作業員の常用化という形で一定の直用労働組織を独立するものの、それはあくまでも国有林内部での展開にとどまっており、諸作業の大幅な請負生産化となってきた。道有林においては苗畑作業以外の全面的な請負化をすすめ、地域の中小業者の再編による下請労働組織に依存するという、いわば土地所有を軸とする地主的経営に徹底してきている。北大演習林においては両者の中間の形態とも云うべき、不安定な臨時雇用労働力による小規模な直営事業とともに請負生産の並存する形態で経営の展開がなされている。

林業労働力の賃労働者化、専門化という変化の過程は労働力雇用という側面からみるといわば林業の産業としての自立過程とも云うべき過程であった。だが現実的林業労働者の状態は様々な面で劣悪な条件のもとに放置されている。また林業生産における機械化、「近代化」な

どの実態は、技術的に検討した場合、多くは他産業における機械類の安易な導入(たとえば集材過程におけるブルドーザーなどその典型と云えるのであるが)にすぎないものであり、林業の本来の技術体系が確立されるにいたらず、反面、旧来から存在した林業独自の諸技術の放棄、消滅が進み、その結果は森林の破壊、「白ろう病」などに代表され労働災害の激発などに結びついている。

こうした状況のなかでの演習林経営を考えるならば、大学の研究教育機関として、さらに森林経営体としての具体的方針と組織を確立し、地域林業の技術的な諸課題の解決をめざすなかで、森林施業の体系を確立することが出来るならば、地域内での社会的、経済的役割をはたすことが可能であり、広い意味では北海道林業の今後の発展のための一翼を担うことが出来るだろう。

なおこれまで述べてきたことは昭和48年の調査時点での資料にもとづいており、その後の「石油ショック」などにより社会的条件をはじめ、様々な変化が起きた。これについては今後再度調査を計画し検討する予定である。

Summary

The social and economical conditions of Otoineppu-mura and Nakagawachyo, in which Nakagawa Experiment Forest of Hokkaido University is located, have greatly changed since 1960. This relates the change of agriculture which is main industry in this district.

Meanwhile, the management of dry field farming has changed into dairy farming and the number of farms has decreased to 60%, and through the differentiation of peasantry, the number of laborers increased and took greater role in this local economy.

The forestry in this district has been mainly undertaken by large public land owners such as the National Forest, the Public Forest of Hokkaido and the College Experiment Forests.

Since 1960, the forestry has achieved "modernization" in the form of introducing the machinery into forest production and of extending its working terms. Semi-peasantries who are sometimes employed as laborers have been increasingly refined as pure laborers.

Although the working conditions of forestry have been improved not only in the National Forest but also in the other management units, these are not sufficient enough.

When we consider the management of the Experiment Forests under such conditions, we can say that the Experiment Forests will be able to take a greater social and economic role in this district, on the assumption that it establishes its organization as an enterprise of forestry and as an educational and research institution, and solves the today's problems in the forestry in this district.